

**昭和53年度**  
**国際協力事業紹介セミナー**  
**実施報告書**

昭和54年 9 月

**国際協力事業団**  
**研修事業部**

|       |
|-------|
| 研 一   |
| J R   |
| 78-14 |

D  
C  
5  
ARY



JICA LIBRARY



1012599[5]

|                      |     |
|----------------------|-----|
| 国際協力事業団              |     |
| 受入<br>月日 '84. 4. - 5 | 000 |
|                      | 36  |
| 登録No. 02683          | TAF |



## は　じ　め　に

国際協力事業団は、開発途上地域等の経済及び社会の発展に寄与し、国際協力の促進に資することを目的に、真剣な努力を続けている。

この中において、特にアフリカ仏語圏に対するわが国の国際協力事業は、必ずしも所期の目的を達成していないのが現状である。

その原因は、言語、地理等が考えられるが、当該国行政関係者のわが国についての理解、特にわが国が実施している国際協力事業についての知識が欠如しているのがネックになっていると思料される。

これの解消の一助として、本国際協力事業紹介セミナーを3月11日から3月22日までの12日間に亘り実施した。本セミナーは、アフリカ仏語圏15ヶ国の国際協力窓口の担当責任者の参加を得、又、視察先各企業存び講師の方々から熱心なるご協力を得て、多大な成果を収めて終了した。

ここに、種々のご協力を賜った関係各位に感謝すると共に、本報告書が、今後の国際協力事業の実施に際し、何らかの参考になれば幸いである。

1979年9月

国際協力事業団

研修事業部長　山村　寛



## 目 次

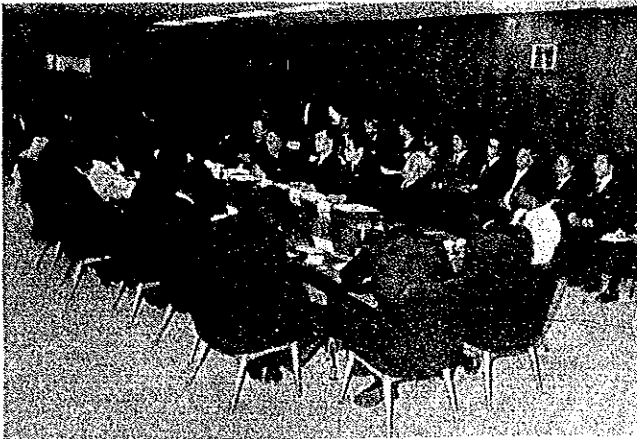
|   |    |
|---|----|
| 1. セミナー概要   | 1  |
| 2. セミナー参加者  | 5  |
| 3. セミナー日程   | 11 |
| 4. 総裁挨拶要旨   | 13 |
| 5. 両副総裁表敬プログラム  | 15 |
| 6. 「日本の経済・社会・文化の一般紹介」発表要旨                                     | 17 |
| 7. 「日本の経済技術協力・JICA概括説明」発表要旨                                   | 19 |
| 8. 「日本無償援助」発表要旨   | 33 |
| 9. 「JICA事業部紹介」発表要旨  | 37 |
| 10. 「円借について」発表要旨  | 75 |
| 11. 旅 行   | 81 |
| (1) 都内見学  | 81 |
| (2) メーカー見学  | 81 |
| (3) 京都市内見学  | 83 |
| (4) 八王子国際研修センター見学   | 83 |
| 12. 座談会要旨   | 85 |
| 13. コクテルプログラム   | 87 |
| 14. 参考資料（瀬川理事本セミナー趣旨説明，来日及び帰国フライト，関係機関英語，<br>仏語例，セネガル大統領来日記事） | 89 |







座談会の際、セミナー参加者の総裁への挨拶

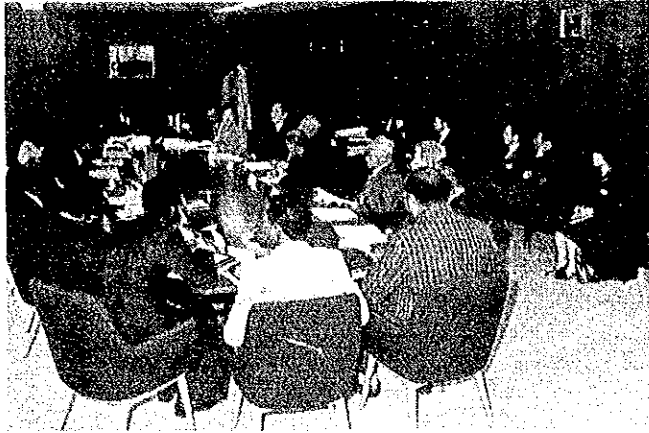


本セミナー参加者との座談会

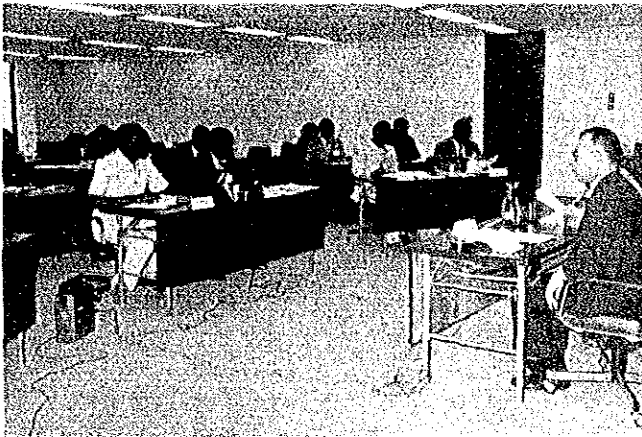


両副総裁表敬





両副総裁表敬



日本の経済技術協力・JICA 概括説明



日本の経済・社会・文化の一般紹介





京都市内観光（二条城にて）



日野自動車工業(株) 研修センター見学





日野自動車工業㈱にて記念撮影



日本電気㈱府中工場見学



八王子国際研修センターにて懇親会





## 1. セミナーの概要

- (1) 名 称：国際協力事業紹介セミナー
- (2) 実施機関：国際協力事業団（JICA）
- (3) 目 的：アフリカ地域のなかでフランス語を公用語としている諸国の国際協力窓口の担当者を対象にわが国の技術協力の制度等を説明するとともに、参加国に於ける協力受入に関する行政機構，協力希望分野，方式等を聴取し，今後のそれら諸国とわがとの国際協力活動の促進を図るとともに，相互理解を深め協力効果を高めることを目的とする。
- (4) 参加対象者：当該国の国際協力窓口機関の担当責任者（本省の課長クラスを想定）
- (5) セミナー期間：昭和54年3月12日（日）～3月20日（木） 9日間  
（受入期間：3月11日～3月22日）
- (6) 会 場：国際協力事業団役員会議室及び九階大会議室  
新宿区西新宿2丁目1番地 電話 346-5155  
（担当：研修事業部研修第1課）
- (7) 使用言語：仏 語
- (8) 待 遇：準高級
- (9) 定 員：18名
- (10) 対 象 国：ベナン人民共和国，ブルンディ共和国，カメルーン連合共和国，チャド共和国，コンゴ人民共和国，中央アフリカ帝国，ガボン共和国，ギニア共和国，上ヴォルタ共和国，象牙海岸共和国，マダガスカル民主共和国，マリ共和国，モーリタニア回教共和国，ニジェール共和国，ルワンダ共和国，セネガル共和国，トーゴ共和国，ザイール共和国

以上 18ヶ国

- (11) その他（アフリカ地域からの研修員受入実績）：

|      |      |           |
|------|------|-----------|
| 51年度 | 171名 | （全体の7.6%） |
| 52年度 | 181名 | （全体の6.8%） |
| 53年度 | 197名 | （全体の7.5%） |

別 添：対象国の過去3ヶ年の受入実績

別添：対象国の過去3ヶ年の受入実績

| 国名     | 51年度までの受入実績 | 52年度受入実績 | 53年度受入実績 | 合計 |
|--------|-------------|----------|----------|----|
| セネガル   | 13          | 0        | 4        | 17 |
| 象牙海岸   | 10          | 3        | 3        | 16 |
| マリ     | 4           | 0        | 4        | 8  |
| モーリタニア | 0           | 0        | 1        | 1  |
| ニジェール  | 0           | 0        | 1        | 1  |
| トゴ     | 1           | 0        | 1        | 2  |
| ベナン    | 1           | 0        | 1        | 2  |
| 上ヴォルタ  | 1           | 0        | 4        | 5  |
| チャド    | 0           | 0        | 2        | 2  |
| ギニア    | 3           | 1        | 3        | 7  |
| カメルーン  | 3           | 1        | 3        | 7  |
| ガボン    | 1           | 0        | 3        | 4  |
| ブルンディ  | 1           | 0        | 1        | 2  |
| 中央アフリカ | 4           | 1        | 1        | 6  |
| マダガスカル | 22          | 6        | 4        | 32 |
| ルワンダ   | 3           | 3        | 1        | 7  |
| ザイール   | 54          | 10       | 6        | 70 |
| コンゴ    | 0           | 0        | 1        | 1  |

(12) セミナー構成：

① セミナーの部

㊤ 「日本の経済・社会・文化の一般紹介」

日本の地理、気候、歴史、国民性、文化のアウトラインを説明する。

㊦ 「日本の経済技術協力・JICA概括説明」

日本の経済援助の理念、形態、歴史、実績、及びJICAの業務を概括的に説明し、質疑応答を通して日本の経済技術協力の認識を深める。

㊧ 「日本の無償援助」

日本の無償援助の協力分野、カテゴリー別予算配分、手続、諸問題を説明し、質疑応答を通して対象参加国が日本の無償援助を有効的に利用をするための一助とする。

④ 「JICA事業部紹介」

現在西アフリカ仏語圏に関係の深い事業部を選んで（研修事業部，派遣事業部，社会開発協力部，医療協力部，企画部，青年海外協力隊）その具体的業務内容，問題点の説明をする。

⑤ 「円借について」

海外経済協力基金の業務内容及び，その一部である円借の貸付条件等を説明する。

② 旅行（施設見学を含む）の部

① 都内見学

明治神宮，皇居前広場等の見学1及びTICでの生花実演見学を通して，日本の宗教，文化の一端をかいま見る。

② メーカー見学

日本の代表的メーカーである三菱自動車工業(株)名古屋自動車製作所岡崎工場，及び日本電気(株)府中工場を訪問し，日本経済のダイナミズムを実施に見聞する。

なお，日野自動車工業(株)研修センターでは，民間企業の研修施設の見学と同時に，54年度に予定されているバス・トラック整備技術集団研修コースの説明をする。

③ 京都市内見学

二条城，金閣寺，清水寺を見学し，日本の伝統的文化に接する。

④ JICA研修施設見学

7つのJICA国内研修センターのうち最も新しく出来た八王子国際研修センターの宿泊施設の見学を通して研修の現場を紹介する。

以上のほか，最終日（3月20日）には，総裁，副総裁，他JICA関係者，各国セミナー参加者の参加のもとに懇談会を実施した。

セミナー講師：

○ 「日本の経済・社会・文化の一般紹介」

青山学院大学経済学部長

西岡久雄

○ 「日本の経済技術協力・JICA概括説明」

国際協力事業団企画部長

藪忠綱

○ 「日本の無償援助」

外務省経済協力局経済協力第二課長

荒義尚

○ 「JICA事業部説明」

国際協力事業団研修事業部長

八坂伝郎

// 派遣事業部長

遠藤英夫

国際協力事業団青年海外協力隊事務局長

黒河内 康

〃 社会開発協力部開発調査課長

熊 岸 健 治

〃 医療協力部長

山 本 二 郎

〃 企画部長

藪 忠 綱

○「円借について」

海外経済協力基金総務部長

斎 藤 盛 之




## 2. セミナー参加者




選考経過は下記のとおりである。

参加者の選定に当たってはJICAと外務省が協議のうえ、決定した。カメルーン連合共和国、チャド共和国、象牙海岸共和国からは応募がなかった。セネガル共和国からは2名の応募があり、1ヶ国1名の原則から1名は不能回答をし、残る1名は受入回答をしたが、本人が業務上の都合により辞退したため、代りの応募者があり、同応募者を決定した。その他の対象国については1ヶ国1名の応募があり、外務省と協議の上決定した。その結果が次のリストである。

又、中央アフリカ帝国からの参加者は、本国での業務上の都合により16日に来日し本セミナーに参加した。


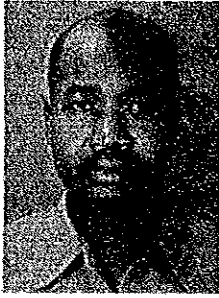

セミナー参加者リスト




|   | 国名  | 氏名・現職他   | 連絡先  |
|---|---|--|--|
| 1 | <br>ベナン共和国     | M. Florentin Koovi MITO-BABA<br>Directeur Général,<br>Ministère du Plan de la<br>Statistique et de la<br>Coopération Technique<br>(計画統計技術協力省総務局長)<br>パリ大学土木工学専攻                          | Ministère du Plan, de la<br>Statistique et Coopération<br>Technique, B.P. 342,<br>cotonou, BENIN |
| 2 | <br>ブルンディ共和国  | M. Barigume ETIENNE<br>Conseiller à la Présidence<br>de la République pour<br>des Affaires Economiques<br>(大統領経済特別補佐官)<br>リール大学 経済学専攻<br>米国労働省, 世銀にて研修                                   | B.P. 1870, Bujumbura<br>BURUNDI  |
| 3 | <br>コンゴ人民共和国 | M. Louis MAHOUNGOU<br>Chef de Division<br>Coopération Economique et<br>Financières Ministère des<br>Attaires Etrangères et de la<br>Coopération<br>(外務省経済協力課長)<br>ルーマニアアカデミー 国際経済<br>学専攻 | Ministère des Affaires<br>Etrangères et de la<br>Coopération, B.P. 2070<br>brazzaville,<br>CONGO |

|   | 国 名  | 氏 名 ・ 現 職 他  | 連 絡 先  |
|---|--|--|--|
| 4 | <br>中 央 ア フ リ カ   | M. Cyriague SAMBA-PLAZA<br><br>Directeur de la Coopération<br>Internationale, Ministère<br>du Plan<br>( 計 画 省 国 際 協 力 局 長 )<br><br>キエフ大学 ( ソビエト ) 国 際 法 専<br>攻   | B.P. 732<br>Bangui,<br>EMPIRE CENTRAFRICAINE |
| 5 | <br>ガ ボ ン 共 和 国  | M. Jean Robert EBOULIA<br><br>Directeur du Contrôle<br>des Programmes au<br>Commissariat Général au<br>Plan et au Développement,<br>Ministère du Plan<br>( 計 画 省 計 画 管 理 局 長 )<br><br>ローマ大学 神学専攻<br>グレゴリオローマ大学 開発経済学専攻 | B.P. 172, libreville,<br>GABON               |
| 6 | <br>ギ ニ ア 共 和 国 | M. Kemoko GBEMOU<br><br>Directeur du Service des<br>Accords, Ministère des<br>Affaires Extérieures<br>( 外 務 省 協 力 局 長 )<br><br>カンカン師範学校  | P.R.L. madina-cite<br>1 conakry 2,<br>GUINEE |

|   | 国名  | 氏名・現職他   | 連絡先   |
|---|---|--|---|
| 7 | <br>オートボルタ共和国        | M. Boureïma SABA<br><br>Chef de la Division des Affaires Culturelles et Scientifiques, Direction des Relations Internationales Ministère des Affaires Etrangères<br>(外務省国際機構局 文化科学課課長)<br>グカール大学 国際関係論専攻 | Ministère des Affaires Etrangères, B.P. 7038, Haute-Volta                   |
| 8 | <br>マダガスカル<br>民主共和国 | M. Fermain Michel RANJOANINA<br><br>Chef de Division à la Direction des Relations Multilatérales, Ministère des Affaires Etrangères<br>(外務省多数国間関係局課長)<br>マダガスカル大学 法律学専攻                                  | Ministère des Affaires Etrangères, MADAGASCAR                               |
| 9 | <br>マリ共和国          | M. Alpha Abdoulaye SOW<br><br>Chef de la Division de la Coopération Economique Bilatérale, Ministère des Affaires Etrangères et de la Coopération Internationale<br>(外務協力省二国間経済協力課長)<br>バマコ国立行政学院        | Ministère des Affaires Etrangères et de la Coopération Internationale, MALI |



|    | 国名   | 氏名・現職他   | 連絡先   |
|----|--|--|---|
| 10 | <br>モーリタニア<br>回教共和国 | M. Elhadj Rawane FALL<br><br>Division de la Coopération<br>Bilatérale et Multilatérale,<br>Direction de la Coopération<br>Internationale, Ministère<br>des Affaires Etrangères<br>(外務省国際協力局二国間及び<br>多国間協力課課長)<br><br>ポートランド大学(米) | Ministère des Affaires<br>Etrangères,<br>MAURITANIE |
| 11 | <br>ニジェール共和国       | Mr. Alou HOUSSEYNI<br><br>Chef de Division MAE/C,<br>Ministère des Affaires<br>Etrangères et de la<br>Coopération<br>(外務協力省<翻訳・報道・文書<br>局付)課長  | B.P. 670 niamey,<br>NIGER                           |
| 12 | <br>ルワンダ共和国       | M. Joseph NSENGIYUMBA<br><br>Directeur de la Coopération<br>Bilatérale, Ministère des<br>Affaires Etrangères et de<br>la Coopération<br>(外務省二国間協力局長)   | B.P. 179 kigali,<br>RWANDA                          |

|    | 国名   | 氏名・現職他   | 連絡先  |
|----|--|--|--|
| 13 | <br>セネガル共和国   | M. Daouda SENE<br><br>Chef de la Division de<br>Affaires Economiques<br>Bilatérales, Ministère<br>des Affaires Etrangères<br>(外務省約経技術局二国間経済課<br>長)<br><br>国立行政学院               | Ministère des Affaires<br>Etrangères,<br>SENEGAL                       |
| 14 | <br>トーゴ共和国   | M. Adodo YAОВI<br><br>Directeur de la Coopération,<br>Ministère des Affaires<br>Etrangères et de la<br>Coopération<br>(外務協力省協力課長)<br><br>カリフォルニア大学                             | Ministère des Affaires<br>Etrangères et de la<br>Coopération           |
| 15 | <br>ザイール共和国 | M. Mbila wa KANKU<br><br>Chef de Division Asie et<br>Océanie, Département des<br>Affaires Etrangères et de la<br>Coopération Internationale<br>(外務省アジア課長)<br><br>オタワ大学 国際政治学専攻 | 4332, Au. Nguma, Joli<br>Paro, Mbinza-Ngaliema à<br>kinshasa,<br>ZAIRE |

### 3. セミナー日程

#### 国際協力事業紹介セミナー日程

| 月 日      | 時 間         | 事 項   | 場 所         |
|----------|-------------|---|-------------|
| 3月11日(日) |             | 来 日 宿舎：ホテルサンルート東京                             |             |
| 3月12日(月) | 10:30-11:00 | 副総裁表敬   | 役員会議室       |
|          | 11:00-12:00 | ブリーフィング等                                      | 〃           |
|          | 12:00-13:45 | 昼 食 (瀬川理事他)                                   |             |
|          | 19:00-21:00 | ディナー・パーティ(総裁主催)                               | ホテル・ニューオータニ |
| 3月13日(火) | 10:00-12:00 | 日本の経済, 社会, 文化の一般紹介<br>講師：青山学院大学経済学部長<br>西岡久雄氏 | 九階大会議室      |
|          | 12:00-13:30 | 昼 食   |             |
|          | 13:30-15:00 | 日本の経済技術協力・JICA概括説明<br>(企画部)                   | 九階大会議室      |
|          | 15:00-15:30 | 上記質疑応答  | 〃           |
|          | 15:30-15:45 | 休 憩   | 〃           |
|          | 15:45-16:30 | 日本の無償援助(外務省)                                  | 〃           |
|          | 16:30-16:45 | 上記質疑応答  | 〃           |
| 3月14日(水) | 10:00-10:45 | 研修事業部   | 九階大会議室      |
|          | 10:45-11:00 | 上記質疑応答  | 〃           |
|          | 11:00-11:45 | 派遣事業部   | 〃           |
|          | 11:45-12:00 | 上記質疑応答  | 〃           |
|          | 12:00-13:30 | 昼 食   |             |
|          | 13:30-14:15 | 青年海外協力隊                                       | 〃           |
|          | 14:15-14:30 | 上記質疑応答  | 〃           |
|          | 14:30-15:00 | 社会開発協力部                                       | 〃           |
|          | 15:00-15:15 | 上記質疑応答  | 〃           |
|          | 15:15-15:30 | 休 憩   | 〃           |
|          | 15:30-16:45 | プロジェクト関連事業部<br>(医療協力部・企画部)                    | 〃           |
|          | 16:45-17:00 | 上記質疑応答  | 〃           |

| 月 日      | 時 間         | 事 項   | 場 所            |
|----------|-------------|---|----------------|
| 3月15日(木) | 10:00-11:30 | 円借について(海外経済協力基金)  | 九階大会議室         |
|          | 11:30-12:00 | 上記質疑応答  | 〃              |
|          | 12:00-13:30 | 昼 食   |                |
|          | 13:30-17:00 | 都内見学(生花観賞を含む)   |                |
|          | 17:30-18:30 | 事務打合せ<br>(帰国手続・関西旅行打合せ等)                                      | ホテル・サンルート東京    |
| 3月16日(金) | 9:00-11:00  | 東京 — 名古屋  |                |
|          | 13:00-15:00 | 三菱自動車工業(株)名古屋自動車製作所<br>岡崎工場見学                                 |                |
|          | 15:00-18:00 | 名古屋 — 京都  | 宿舎：京都国際ホテル     |
| 3月17日(土) | 全 日         | 京都市内見学  | 宿舎：京都国際ホテル     |
| 3月18日(日) |             | 京都 — 東京   | 宿舎：ホテル・サンルート東京 |
| 3月19日(月) | 午 前         | ホテル・サンルート東京出発(マイクロバス)<br>日野自動車工業(株)研修センター見学                   |                |
|          | 午 後         | 日本電気(株)府中工場見学<br>八王子国際研修センター施設見学<br>八王子国際研修センター — ホテル・サンルート東京 |                |
| 3月20日(火) | 午 前         | 自 由   |                |
|          | 午 後         | 座 談 会<br>出席者：総裁他  | 役員会議室          |
|          | 17:30-      | コクテル  | メヌエット          |
| 3月21日(水) |             | 休 日   |                |
| 3月22日(木) |             | 帰 国   |                |

#### 4. 総裁挨拶要旨

3月12日(月) 午後7時よりホテルニューオータニにて総裁主催のディナーパーティーが行われ、セミナー参加者14名、各国在京大使、外務省関係者、JICA関係者計約45名が出席した。その際の総裁挨拶は次の通りである。

今回西アフリカ仏語圏への仏語による国際協力事業紹介セミナーが開催され、西アフリカ諸国とのつながりを深める第一歩をふみ出したわけで、これを更に二歩、三歩と進めていきたい。その第一歩を是非成功に導きたいし、最初が大切である。この機会に大いに親交を深めて行きたい。国際協力は一方的に出来るものではなく相互の協力があつてこそよりよいものへと発展していくもので協力ではなく共同作業である。どこを押せばよいものが出るかお互い手を取りあつて夫々の国の発展に努力していくべきである。

又我々はこのセミナーが各国の発展に結びつくものであることを希望する。又日本の滞在がたのしいものであること、更にセミナーばかりでなく日本と日本人を知ってほしい。日本人のよいところよりもむしろ欠点の方を見てほしい。見せかけだけの平和ではなく真の平和のためにお互い手を取り合い、改善し、努力して行きたいと思う。



## 5. 両副総裁表敬プログラム

日 時 : 3月12日(月)

場 所 : 役員会議室

表敬次第 : (1) 両副総裁表敬

(2) 副総裁挨拶

国際協力事業団副総裁

久 宗 高

(3) セミナー参加者との懇談

(4) セミナー趣旨説明

国際協力事業団理事

瀬 川 治 久





## 6. 「日本の経済・社会・文化の一般紹介」発表要旨

青山学院大学経済学部長

西岡久雄

講義内容は下記の通りである。

- (1) 地理的特徴
- (2) 気 候
- (3) 歴史、特に、明治以来の近代化と戦後日本の経済成長について
- (4) 国民性及び文化の特徴

### < 質疑応答 >

質問： 日本の主要な天然資源は何か。

答： 種類が多くとも豊富ではない。豊かな水資源を忘れてはならない。これは米作，水力発電，工業用水，水道と経済発展の大きな役割を果たしている。又，人口が多くその労働力もひとつの人的資源といえる。教育が普及しているので高い水準の人材が得られる。

質問： 高度成長の要因は何か。

- 答： 1) 日本の経済発展は明治維新に始まり明治政府の執った政策が重大な役割を果たした。又第二次大戦以後，戦犯追放により企業の幹部が若い年代へと入れ替ったため経済全体に活気が出てきた。
- 2) 財閥の解体により自由競争が促進された。
- 3) 農地改革により，小作料から解放された農民に生活の余裕ができ，需要の増大に一役買った。
- 4) 工場等が米軍に占領されなかったため戦後もそのまま，工場が稼働した。
- 5) 日本人は自分の所属する企業に対する帰属性が強く，企業の発展が自分の発展と考えるため企業が成長してきた。
- 6) 労働組合は企業別に組織されず，企業単位で組織されているので，同系企業間の競争をおそれてストが長期化しないため，あまり経済活動がストップしなかった。
- 7) 民主主義国家であり，人種，言語の単一性のため，社会秩序が保たれている。
- 8) 軍隊をもたないので軍事費が少ないため，その分を経済発展にまわせた。

質問： 日本人は国際センスに欠けるといわれてきたが，資源を持たない日本は外国との交流なしにその経済を維持できないと思う。それではその国民性を変革する努力はなされているか。

答：戦後の民主主義はものの考え方を換え、生活様式を欧米化した。しかし努力の割には効果がなかった。又これからの方向として、初等教育にたずさわる教育者自身の国際センス有無により、大きく左右されると思う。

質問：平均給与、最低賃金、昇給率の現状はどうか。

答：中卒で約10万円位かと思う。中年層で約2倍、高年層で3倍位だと思う。

質問：公害等の社会問題はどのように解決するのか。また既に達成されたものがあるか。

答：公害対策法が設定され、この法のもとに工場等は厳しく監視されている。また既に公害防止技術は外国に輸出されている。

質問：人口の増加率の低下の理由は何か。

答：堕胎法が可決されたことが大きく影響している。女性の地位向上や生活水準の向上に役割を果たしたとはいえ、人権問題の観点からみて、この堕胎法には個人的に異義がある。

## 7. 「日本の経済技術協力・JICA 概括説明」発表要旨

国際協力事業団企画部長

藪 忠 綱

### <日本はいかなる考えで援助を行っているか>

日本は第二次世界大戦後の新憲法で、戦争の放棄を宣言した。この憲法の規定により、日本は原子兵器はもとより、どんな種類の攻撃的な兵器も持つことができない。持てるのは自衛のための兵器と軍隊だけである。

それ故、外国で戦争が起っても、平和回復のための国連軍に参加することもできないことになっている。

広島と長崎に落された原子爆弾の洗礼を2度も受けた日本は、完全に、平和を求める国になった。自国内の平和の維持はもちろん、世界の平和にもできる丈の貢献をしたいが、しかし、前述の理由で、軍事的な貢献はできない。できるのは平和的な、経済技術協力を通ずる貢献だけである。

現在、インドシナでも、中近東でも、アフリカでも、政治的・軍事的な紛争が起っているが、その背後には、民族主義の高まりだけでなく、貧富の格差から生ずる社会的・経済的不安が大きく作用しているのではないだろうか。

長い目を見た場合、この南亜の貧富の格差の解消こそが大事である。日本も、他の先進国同様、開発途上国が早く経済的・社会的にテイク・オフして自立できるようになってほしいと希って資金と技術の両面の援助を行なっている。

また、卒直に言って、この考えの背後には、日本の置かれている特殊事情も存在する。

周知の通り、日本は資源が十分でない。あるのは国民の勤勉さと頭脳だけである。それだけで1億1,000万以上の人口を養って行かなければならないのであるから、日本が生き残るために、貿易は不可欠である。

すなわち、必要な食糧や鉱物資源などの原材料を輸入し、これに日本で付加価値を高めて輸出する。そのための輸入源や市場を確保しなければならない。そして、そうするためには、世界中のどこにおいても、平和が保たれていることが絶対的必要条件なのである。

換言すれば日本は世界平和のためと、自国の経済的安全保障のために援助を行なっている、ということができる。

### <日本の経済援助の歴史>

日本の援助の歴史を簡潔に述べると、第二次世界大戦で敗戦した日本は、賠償を払わなけれ

ばならなかった。これが1954年の末頃から始まり、それとはほぼ同時に、コロンボ・プランに参加するという形で、技術協力も始まった。

借款供与などの資金協力は、はじめのうちには日本輸出入銀行(Export and Import Bank of Japan)によって、日本の商品の輸出促進の目的と併せ行なわれていたが、これが援助として本格化したのは1961年に海外経済協力基金が創設され、同年日本がOECDのDAC(Development Assistance Committee of the Organization for Economic Cooperation and Development)に加盟したからである。

翌年の1962年にJICAの前身であるOTCA(Overseas Technical Cooperation Agency)が設立された。それ以前にも技術協力は日本政府自身によって行なわれていたが、業務量が増えてきたので、政策の立案と実施とが分けられ、後者がOTCAの業務となった。

1965年に青年海外協力隊が発足し、1969年には小規模乍ら、政府によって無償援助も開始された。

1974年の8月にOTCAが改組され現在のJICAに名称が変更されたが、技術協力の業務の内容に関する限り、業務量は飛躍的に増大したが、殆んど実態は変わっていない。以前に存在していた海外移住事業団(Japan Emigration Service)を吸収合併し、その他若干の新規の業務をはじめた程度である。

昨年の4月、JICAは、それまで政府が政策決定から実施まで全部行なっていた無償援助の業務のうちの一部を引き受けることになった。無償援助のうち相当部分の案件が技術協力と深く結びついているので、その部分の実施の促進をJICAが担当することになったのである。

## <実 績>

1954年の経済援助開始以後25年を経た今日、日本の援助がどんな状態にあるかについて述べる。

最近十数年間の状況は、チャート1(別添)のとおりである。

これは純支出ベースであるから約束ベースから見ると1~2年のタイム・ラグがある。石油ショックの影響が1974~75年頃に出てきているが、1977年には大部回復した。

1977年の実績は、政府民間の両方を合わせた援助の総額は55億ドルに達した。DACに参加している17か国全部の援助量が437億ドルであるから、日本のそれはDACトータルの13%近くになる。DACの中では、米国とフランスに次いで第三位である。

近年、援助という言葉は、民間資金や条件の悪い「その他政府資金」を除いた政府開発援助と同義語的に使われているので、次にODAについて述べる。

1977年のDAC全体のODAは148億ドルで、日本のそれは14.2億でした。約10%という訳である。76年の実績は11億ドルで、米国、フランス、ドイツに次いで第四位で

あつたが、77年の実績ではドイツを追い抜いて、援助の総額の場合と同様、第三位を占めるに至った。

日本は、1960年代から70年代にかけて目覚ましい経済成長を遂げ、それに伴って、他のいかなる国をも遙かに引き離すスピードでODAを増大した。チャート2(別添)を参考として掲げる。これは、最近出たOECDのレポートの引用である。

このグラフはODAの対GNP比で表わされているから、絶対値にすれば、1962年から1977年へかけて、米国のODAはもちろん増加している。従って、日本のODAの伸びが、他の諸国と比較していかに大きかったか判る。

しかし、日本のODAの対GNP比は、国際的な目標の0.7%やDAC諸国の平均の0.31%と比較して、見劣りすると思われるかもしれない。

日本は、この点についての国際的な批判をよく認識しており、一昨年のCIEC(Conference on International Economic Cooperation)では、このODAの額を5年間に2倍以上にすることを約束した。そして昨年はさらに、そのテンポを早めて3年間に倍増すると国際的に宣言した。

日本はいつでも、約束する迄に時間がかかるが、一たん約束したら、これを違えることはない。その証拠に、1979年度は——日本の年度は4月に始まり翌年の3月に終るが、この期間に——17億ドル以上のODAのための予算を予定している。もつとも、常に援助受入れ国の事情などで使い残しが出るから、全額支出されることにはならない。

また、援助については、量の問題のほかは質の問題もあり、日本のODAの条件はDAC諸国の中で最低ではないかと指摘されるかも知れない。

しかし、前述のとおり、急激にODAの量を増大して来た過程において、質即ち贈与相当部分の割合をも大きく改善するという事は実際問題として不可能である。日本も民主主義諸国の一員であり、納税者を代表する国会の議決を経てはじめて、援助の量や質を改善することができる仕組みになっているからである。

そうは言うものの、日本はODAの質を改善することについても、最大限の努力を重ねてきている。借款の条件を徐々に緩和してきているし、後述の無償援助——正確には無償資金援助と言うべきであるが——これを、過去数年間にわたり可成りの伸び率で、例えば1977年には40%に近い割合で、増加させてきている。

JICAが実施を担当している技術協力は、言語上の障害があつたりして大巾に伸ばすことが困難であるが、大体年率20%近くで拡大している。また、国際機関に対する拠出金と出資金は1979年において、前年比約50%増大した。これらはすべて贈与であるから、ODA全体の質の向上に大きく貢献している訳である。

## <援助の形態>

日本のODAがどのような構成になっているかについて説明する。

DACの仕方に従ってODAを分類すると、まず、多国間援助すなわち国際機関に対する拠出金及び出資金と、二国間援助とに大別される。そして、二国間援助は、無償資金援助と技術協力から成る贈与と、政府借款とに分れる。

最初に多国間援助についてであるが、日本の場合はこの割合が他の諸国より大きくて、1977年にはODA総額の37%を占めた。これはヒモ付きではなく、純粋な援助に近いといえる。この中にはアフリカ開発銀行に対する援助も含まれている。

第二に、二国間援助の中の政府借款については、グラント・エレメントが25%以下のものはODAには含まれず、その他の政府資金の流れの方に含まれる。日本の制度で言うと、1975年の夏以降、ODA借款は主として基金の方が担当することになった。そして、それは通常、円借款と呼ばれる。

基金のほか、石油開発公社(Japan Petroleum Corporation)、金属鉱業事業国(Metal Mining Agency)などの他の政府機関、それにJICA自身も、途上国の開発のための低利の資金の貸付けを行っており、これらもODA借款の中に含まれることになっているが、これらは通常、日本の進出企業を通じて融資され、途上国政府に対し直接貸付けられるものではない。

ODAの実施担当機関はチャート3(別添)の通りである。但し、JICA、OECD、JPDC等の機関は政府機関ではなくすべて政府の監督を受け、政府によって決められた政策に従って実務を実施する機関である。

話を元に戻すと、ODAの第三の部分が二国間援助の中の贈与であり、4種のものから成っている。即ち、食糧援助と食糧増産援助と無償援助と技術協力である。

食糧援助は、例えば、タイから米を買ってバングラデシュへ贈与するというようなものである。日本でできる米はglutinous(粘着性のある)で外国人の嗜好に合っていない上に、国際価格の4~5倍も高いので、食糧援助には用いていない。

食糧増産援助は、受入れ国の食糧生産力を増大するために、肥料、農薬及び農機具を購入するための資金を贈与するものである。

無償資金援助又は略して無償援助というのは、主としてLLDC向けで、原則として1人当たりGNPが520ドル以下の国々で、例えば、病院や水道施設を作らなければならない場合に、必要な資金を贈与するものである。そして、この無償援助の実施促進のための業務が1年前からJICAに加えられた。

最後に技術協力については、JICAのモノポリーという訳ではない。分野が広く、形態も様々なので、外務省だけでなく、他の12の省庁も、それぞれ自分の予算をもって技術協

力を進めている。

例えば、文部省は外国からの留学生の受入れを所管しており、自らその実施業務を行なうほか、留学生の世話を見る団体に補助金を出している。留学生の中には先進国の学生も含まれているが、途上国からの留学生の受入れに相当する費用はODAに計上される。

つまり、大学や大学院で勉強する学生を2年かそれ以上の長期に亘って受け入れる場合には、それらの学生がエンジニアリングの専攻であっても、JICAが扱うのではなく、文部省の扱いになる。JICAが受入れるのは、通常数か月から1年程度までの、比較的短期の、実習にウエイトを置いた実際的な目的の研修員である。

さらに、もう一例を述べると、通産省が補助金を与えている団体に海外技術者研修協会というのがある。この協会は、主として、途上国における日本の進出企業で働く現地技術者を日本に招いて親会社の工場で研修を受けさせる業務を実施している。この場合の政府補助金も技術移転のために使われるのであるから、ODAの一部にカウントされる。

外国と文化交流をはかるための政府機関として国際交流基金というのがあるが、ここに対する補助金のうち、途上国との文化交流又は文化援助に関する部分もODAの一部ということになる。

以上3つの事例は、すべて、DACの定義でODAの中の技術協力の中に分類される。それ故、技術協力の実績全部がJICAの実績という訳ではなく、後者は前者の約60%程度になっている。

日本の技術協力は日本のODA全体の、毎年大体10%前後であり、先進諸外国の20~30%という実績と比較すると少ないように思われる。JICAの占めるシェアは、10%の内60%であるから、ODA全体の約6%ということになる。

これは少な過ぎるかも知れない。しかし前述したように、技術移転にはコミュニケーションが不可欠なのであるが、日本の技術者はすべて日本国内で、日本語によって教育を受けた人達であるから、高度の技術をもっている、それを外国語で外国人に教えるとなると、特別の語学訓練を必要とするのが普通である。

また、たまたま外国語の良くできるエンジニアがいても、そういう人達は、この国際化時代の折柄、役所でも民間企業でも引っ張り屋なのである。

さらに、日本が終身雇用制の国であるために、マンパワーの流動性に乏しく、しかも、外国に出ている期間は自分の昇進にとってマイナスに働く、という社会的な特殊性もあり、これが海外技術協力要員の確保をむづかしくしている。

今まで、JICAが海外に派遣する専門家は、主として、官庁附属の実験所や研究所からリクルートされてきた。海外からの研修員もこれらの機関に受け入れてもらってきた。しかし、これからますます民間のコンサルタントや専門家やインストラクターを活用しなければ、増大

する技術協力の要請に応えきれない段階に立ち至っている。

つまり、JICA は今後とも最大限の努力を行なっていく所存であるが、チーフガバメントを大方針とする政府の下で、スタッフの数は増やしてもらえないし、適格な専門家を見出したり養成したりすることも容易ではないので、正直なところ、増大していくべきODAの中での技術協力の割合をさらに大巾に拡大するという事は極めてむづかしいと思われる。

#### <ODAの地域的配分>

ODAの地域的配分を説明する。但し、日本の統計では、エジプト、アルジェリアなどのサハラ砂漠以北の諸国が中近東に含まれているので、アフリカのシェアが少な目になっている。

ODAの総額については、1975年までの累計では、アジアが92%、中近東とアフリカがそれぞれ2.5%、中南米とその他地域がそれぞれ1.5%でした。しかし、1975年の実績だけを見ても、アフリカは7%に増えており、さらに増加しているのではないかと思われる。

次に、技術協力だけの地域的配分を見てみると、1976年の実績では、アフリカが全体の10%強となっている。技術協力の中の協力隊をとってみると、全体の半数近くがアフリカ地域へ行っており、大きな特色をなしている。

#### <JICAの業務>

JICAの組織を中心としてJICAの概要説明をする。

JICAの歴史については、前述した通り、1962年に技術協力を担当するOTCAが発足し、1965年に青年海外協力隊の業務をはじめ、1974年の8月に海外移住事業団を吸収して今日に至った。従って、JICAは、無償援助を含む技術協力と協力隊と移住の、3種類の業務を行なっている。

移住業務は、ブラジル、アンゼルスティン、パラグアイ、ボリヴィアなどの南米諸国やカナダ、蒙州などに移住しようとする日本人を経済面や就職先又は農地取得の面で援助し、さらに彼等が現地で経済的に自立するのを援助する業務である。

現在、移住のため海外へ渡航しようとする日本人の総数は、戦後の時代より激減したが、技術移住者の数は農業移住者の数に匹敵するほど増加し、農業以外の分野での技術移転にも大きく貢献している。

アフリカ地域については、過去JICAでは実績がなく、今後も余りないと思われる。

次に無償援助を含む技術協力と協力隊を中心に説明する。

技術協力は4つの要素から成るといえる。技術協力をはじめるときはいつも最初に調査を行ない、受入れ国と協力の進め方についての協議を行なわなくてはならないので、調査団の派遣



が必要である。もつとも、開発調査のうちのある種のもの、例えば、フィージビリティ・スタディは、調査すること自体が協力で、報告書をまとめて相手国に提出することによって協力が完了する。

調査後、特定のプロジェクトを実行に移すために資金協力が必要となれば、その実施は基金の仕事になる。JICAは、そういう場合に、日本の協力が技術面から資金面へうまく繋がるように、OECDだけでなく世界銀行などの国際援助金融機関と連絡をとることもあるが、資金協力即ち直接借款関係のことはJICA本来の仕事ではない。

技術協力の第二の要素は専門家の派遣である。もちろん、調査団員の大部分も専門家であるが、我々は、調査団員以外の、比較的長期に亘って現地に駐在し、受入れ国のスペシャリストに技術を移転する要員、例えば、プランナーとか、アドバイザーとか、インストラクターとかを専門家と呼んでいる。

第三の要素は、研修員の受入れである。途上国のスペシャリストを日本に招いて、適当な研究所なり、民間企業なりに受け入れて貰って研修を実施する。最近では、社会的地位の高い人が高度な研修を受けるケースが増えて来たので、traineesという言葉を避けて、participantsと呼ぶようにしている。

研修には2種類あり、一つは、日本側で毎年準備する集団研修コースに参加して貰う場合、もう一つは、外国人スペシャリストのレベルと技術水準に応じて個別研修を受けて貰う場合で、いずれもparticipantsと呼ばれている。

最後の要素として機材供与がある。機材だけ贈与してあと何もしないというような例がたまにはあるが——家族計画のための機材供与など——、大ていは、他の3つの要素のどれかと組み合わせられて実施される。

さて、日本の技術協力は、OTCA時代に、研修員の受入れから始まった。次に、日本人の専門家が海外へ出掛けて行くようになり、同時に、教材の必要性から、機材供与も行なわれるようになった。また投資前調査——今は、もつと広い意味で開発調査と呼ばれているが——これも行なわれるようになった。

さらに経験を積むに従い、この4つの要素をバラバラに実施しているのでは効率的ではないので最初から相手国側とよく相談し、数年間にわたる協力計画を作って、その中に4つの要素を織り込んで協力する。

もつとも、あらゆる場合にそうするのが良いという訳ではない。集団コースに参加する研修員の場合や、アドバイザーとして専門家を送る場合など、それだけで十分目的を達する場合もある。

簡潔に言えば、海外にセンターを作って数年にわたり協力するというような大規模な技術協力の場合には、予め調査や協議を行なった上で、残りの3つの要素を密接に組み合わせて実施

した方がよい、という訳である。そして我々は、こういう場合だけを「プロジェクト」と呼んでいる。

この「プロジェクト」の定義は JICA 限り、或いは日本限りのものかと思う。

実は、JICA の組織は、以上説明したような経験にもとづいて発展し、形づくられてきたものである。従って、それは、エンピリカルなものであつて、決して論理的にすっきりしたものではない。

論理的な組織にするならば、形態別の4つの要素を一つづつ所管する部があればよいことになる。或いは、観点を變えて、農業、医療と言つたようなセクター別、又は、協力対象地域別に部を設けることも考えられる。

しかし、現実の JICA の組織は、これらの分類が入り混つたものとなつている。正確には、形態別とセクター別の部が併存しており、地域別の部は存在していない。地域的又は国別に各種の協力を調整して行く業務は、企画部の業務の一部となつている。

チャート4(別添)の JICA の組織図は、課(divisions)以下を省略し、部(departments)についても、いくつかまとめて簡略化して書いてあるところもある。

カッコの中の数字は人数を表わす。副総裁は2人、理事は11人、部長は18人である。そして、各部長は一つの部を受け授つている。

Administration(3) というのは、総務部、人事部、経理部にそれぞれ1人づつ部長がいるという意味である。その他の部についても同様である。

企画部は業務面での調整という管理部的機能をもつと同時に、総合開発計画というような業務部的機能を持っているが、無償調達部、以下は業務部である。

まず、研修事業部は、集団コース参加者も、個別コース参加者も、高級研修員も、JICA の経費で訪日する外国人全部の世話をする。

派遣事業部は、OTCA にはじめて設置された頃は、すべての派遣専門家の世話をしていたが、現在は、個別専門家だけを扱い、プロジェクト関係の専門家は後述のセクター別の各部によりアテンドされている。

無償調達部は昨年の4月に、JICA が無償援助の促進業務を外務省から引き受けたときに設置された、一番新しい部である。もちろん、機材の調達の仕事は、それ以前にも存在しており、それは経理部で行なわれていたのであるが、無償援助のためのこの部ができたときに、経理部から移されたのである。

研修員、専門家、機材、調査団の4つの要素のうち、3つまで所管する部がある訳であるから、あとは調査部が一つあればよいような気がする。

しかし、前述の通りプロジェクトを、セクター別に所管する部が必要ということになり、社会開発のために1部、保健衛生・医療のために1部、農業、畜産、林業及び水産のために3

部、工業と鉱業のために2部、それぞれ作られた。

これらのセクター別の部では、それぞれの分野における調査団を派遣し、相手国との間に協力計画を作り、これに従って、専門家を派遣し、機材供与の内容を決定する。派遣された専門家のカウンターパートを研修員として受け入れる計画も作るが、その実際の世話は、研修事業部の業務である。

なお、派遣された個別専門家や来日した集団コース参加研修員又は個別研修員のために機材が必要になることもある。その場合は、派遣事業部もしくは研修事業部が供与されるべき機材の内容を決定し、その購入と輸送を――プロジェクト担当事業部の場合も同様であるが――無償調達部に依頼する。

移住については3つの部がある。協力隊のためには事務局があるが、これだけは、本部の一部であるけれども、スペースの関係で、本部と離れている。

以上で本部の組織についての説明を終る。最後に附属機関のことを説明すると、日本国内の11か所にJICAは国内支部をもっている。そして、また、11の研修所を国内にもっている。

うち2つは移住者用の研修所で、他の2つは協力隊員の研修所である。もともとそのうちの1つは目下建築中であるが、2～3か月以内に使えるようになる予定である。

残りの7つは、外国人研修員のためのものであるが、農業のための研修所と水産のための研修所それぞれ一つづつを除いて、あとの5か所は宿泊施設とレクリエーション施設と教室をもっているだけである。研修員はここに泊って、近くの研究所、工場、農事試験場などを通して実習を受ける。

海外には、目下のところ24の海外事務所と20の駐在員事務所があり、技術協力と協力隊と移住の業務に従事している。

以上、海外の要員も全部合わせて、JICAの職員は1,000名を下回る程度である。

4年半前にJICAとして発足したとき、予算、つまり業務量は今の半分以下であったが、チップ・カバメントを標榜する日本の政府は管理費の予算を仲々増やしてくれない。

それ故、4年半前の人数より少し少ないぐらいの職員数で仕事をしている。技術協力のための十分な予算と、せめてあと30～40人の職員がほしい、これが現在のJICAの最大の希望である。

- 別 添 : チャート1 日本の種類別二国間経済援助  
チャート2 DAC主要援助国のODAについて  
チャート3 日本のODA実施担当機関  
チャート4 JICA組織図

別添

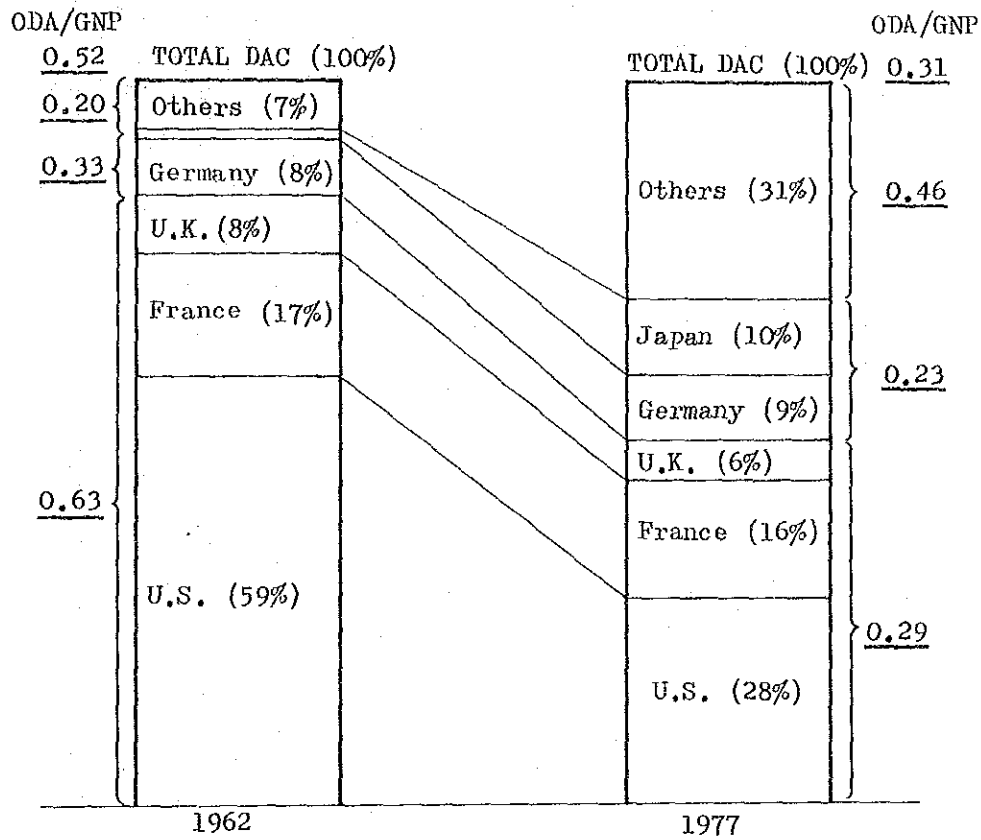
JAPANESE BILATERAL ECONOMIC COOPERATION BY KIND  
(NET COULAY BY CALENDER YEAR)

(日本の種類別二国間経済援助)



SHARE OF MAJOR DONORS IN DAC ODA

(DAC主要援助国のODAについて)

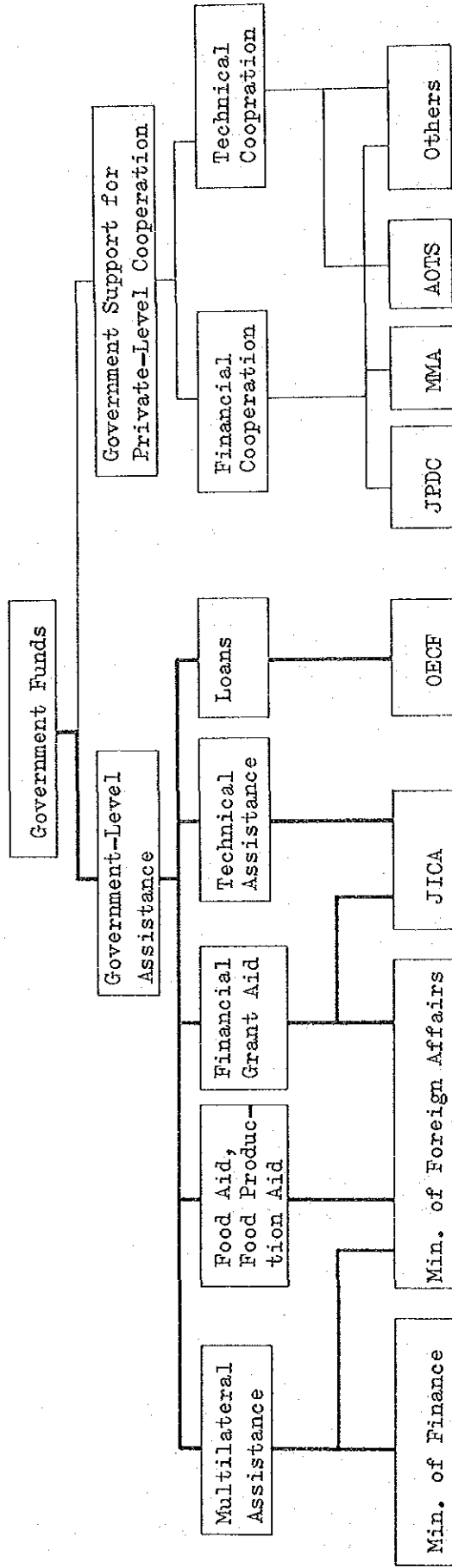


Note: Figures in brackets indicate share in total DAC (in percentage).  
 Figures underlined refer to the ODA/GNP ratios.

注：( )内数字はDAC合計における割合

アンダーラインを引いた数字はGNPに対するODAの割合

IMPLEMENTATION SYSTEM FOR JAPAN'S ODA  
 (日本のODAの実施担当機関)



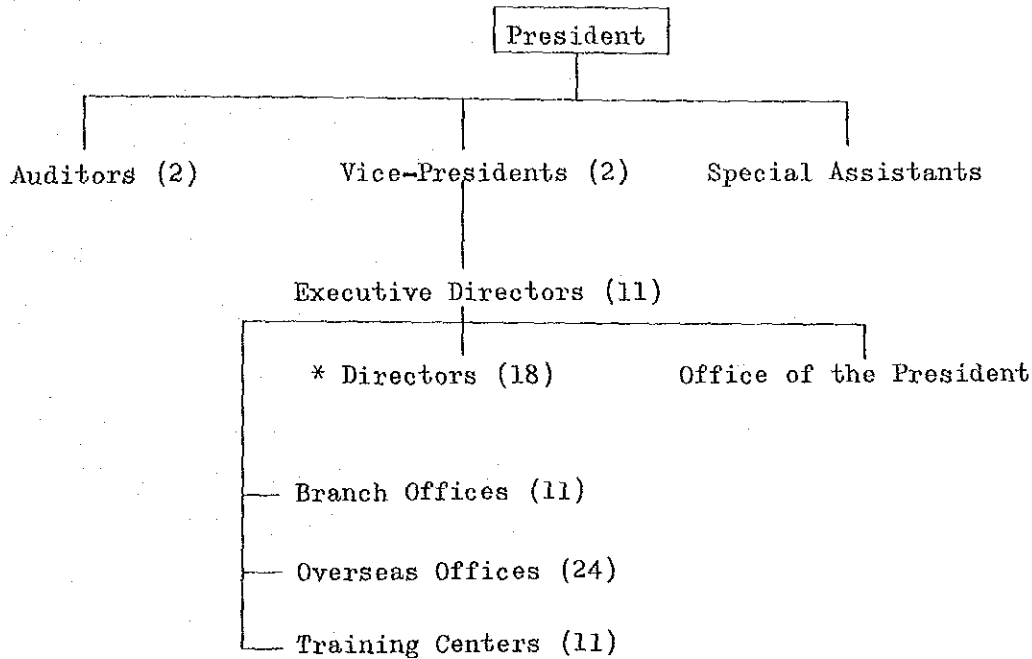
Note: JPDC= Japan Petroleum Development Corporation

MMA = Metal Mining Agency

AOTS= Association for Overseas Technical Scholarship

ORGANIZATION CHART OF JICA

( J I C A 組織図 )



- \* Administration (3)
- Planning (1)
- Grant Aid and Procurement (1)
- Training Affairs (1)
- Experts Assignment (1)
- Social Development (1)
- Medical Cooperation (1)
- Agriculture, Livestock, Forestry and Fishery Cooperation (3)
- Mining and Industrial Development (2)
- Emigration Affairs (3)
- Japan Overseas Cooperation Volunteers (1)





## 8. 「日本の無償援助」発表要旨

外務省経済協力局経済協力第二課長

荒 義 尚

### <概 要>

開発途上国に対する資金協力のうち、相手国政府に返済義務を課さない、いわゆる二国間無償資金協力は技術協力を除く一般無償援助、食糧援助、及び77年度より新規に開始された食糧増産援助から成っている。

二国間無償資金協力の目的は開発途上国の経済・社会の発展、住民福祉の向上及び民生の安定に寄与することであり、わが国と開発途上国との友好関係の増進に大きな貢献をなしている。なお、以後二国間無償資金協力を無償援助と呼ぶ。

無償援助は受益国民の生活向上及び福祉を目的としたプロジェクトへの資金供与である。故にこのプロジェクト書類作成に当ってはこの主旨が明確に記されねばならない。つまり産業生産増大或いは経済の基本構造改善を目的とする案件はこの視点から検討される。

無償援助は毎年度予算で充填され、原則としてその予算年度内に使用されねばならない。つまり建設に2年以上かかるプロジェクトはこの援助の対象にならず、プロジェクトの実施はその年度内（遅くとも翌年度末迄）に全額を消化するよう進められねばならない。

### <カテゴリー別予算配分>

#### (1) 一般の無償援助

(1)一般無償、(2)漁業開発、(3)文化（遺跡等の保存、博覧会、教育文化機材）、(4)災害（ガテマラ地震の際、日本はテント、医薬品、これらの輸送費を提供した。）

(2) 食糧の援助（専ら米の買付けのための資金供与である。ただし、日本の米価が国際市場相場の約6倍なので、タイ等第三諸国から買うこととしている。その際受益国はその国の貨幣で見返り資金を積立てる義務がある。）

#### (3) 食糧増産援助

### <協力の分野>

あくまでもBHN（Basic Human Needs）に関連したプロジェクト（教育、医療、農業、交通、通信、住宅、衣服、漁業、文化）に優先権がある。

<手 続>

外交ルートでの協力要請→要請の検討→専門家，開発調査団派遣→交換公文の立案→書簡交換

日本の無償援助はいわゆるキャッシュ・グラントではなくプロジェクト実現のための物質及びサービス購入に要する資金の供与である。現物支給ではないので資金援助といっている。英国のクラウン・エージェンシーのような物品供与を任務とした機関もあるが，日本はこのシステムをとらない。

<諸 問 題>

- (1) 開発調査 — これは技術協力の分野といえる。無償援助と技術援助は実際には切り離されぬ関係にあるが，国会予算の関係上別の取扱いとなっている。
- (2) アンタイド援助 — 日本政府は，協力の迅速な実施，アフターサービス等を考慮しつつ，無償援助についてもOECD諸国同様アンタイドを方針としている。
- (3) 優先順位 — 日本の無償援助には資金量に制限があるので，幾つかのプロジェクトを日本政府に検討してもらう際には必ずその優先順位を明示してもらいたい。
- (4) ローカル・コスト — 運営及び維持に必要な費用は受入れ国負担である。厳格と思われるかも知れないが，この方針は相互協力の精神にもとづくものである。ただし例外として専門家が施設完成後そのスタッフ養成のために現地に残る場合その費用は受入国負担ではない。

<質疑応答>

質問 : 無償援助等の贈与が他の協力に対して占める割合はどのくらいか。

答 : 贈与(1.無償資金協力，2.技術協力，3.国際機関への拠出)は合計約50%で，貸付けは約50%である(1979年予算)。

質問 : アンタイド援助というのは輸出助成金のようなものか。

答 : 日本は輸出促進の精神で援助を行っているわけではないが，結果的には輸出増加をもたらすこともあるかもしれない。日本の貿易収支は黒字であり，タイトの援助を減少させ，アンタイドの援助を拡大しようと努めている。

質問 : 天災のような緊急を要する場合の手続手順はどのようにするか。

答 : 通常の手続を踏まない。赤十字を仲介にし，手続は迅速に進められ，口座が開かれれば日本はすぐ払込む。早ければ約2週間程度で手続が完了する。

質問 : 早ばつ等で支払困難な国に対して現地費用をもつと日本側で負担することはできないか。

答 : 現地費用を出来る限り日本の負担とするよう努力はしているが、すぐには難しい。

質問 : 余剰米を途上国に有利な条件で輸出できないか。

答 : 農林大臣ではないので何とも答えられない。ただ、このまま米のストックを続けなければ大変なことになる。農林省はこのストック米を国際市場価格で販売する可能性を検討しているし、国会もこの問題を取りあげている。

質問 : 専門家の諸費用はどこが負担するのか。又専門家のレベルはどのくらいか。

答 : すべての費用(旅費、住居費、滞在費)は日本の負担する。またそのレベルは大卒直後などの人ではなく、専門の勉学過程を経たあとその分野で可成りの経験を有する人を派遣している。

質問 : 日本の援助資金が全ての要請に対して不十分な場合、援助を受ける先取権を得るにはどのような条件が必要か。

答 : 日本はすべての国に対して平等に接している。その国の経済的財政的条件に照らし、より厳しい状況にあると思われるプロジェクトを選ぶ。単に外交的見地からのみ検討するのではない。



## 9. 「JICA事業部紹介」発表要旨

### (1) 研修事業部紹介

国際協力事業団研修事業部長

八 坂 伝 郎

#### <概 要>

現在、JICAで行なっている技術研修は、既に1954年から開始しており、これまで20余年の間に全世界の開発途上国から3万人以上の技術研修員を受入れた。

今年度は約2,800人が既に日本に来て研修を受け、来年度もこれ以上の人を日本に招くよう計画をしている。

しかし、JICAの研修員の受入れは留学生の受入とは別で、主として、大学で専門科目を勉強した上で、研修所、試験場、工場等で実際に活躍されている中堅クラスの技術者を対象とし、最新技術の紹介、その実習等を中心に、彼等の専門技術のブラッシュアップをすることを目標としている。従って研修期間は学校のように長くなく、平均的には4カ月位である。

#### <研修方法>

研修の方法としては、集団研修と個別研修の二つの方法で行っている。

集団研修は特定の科目について、あらかじめカリキュラムを作って各国に照会し、関心のある研修員を各国から集めて、グループで研修を行なうやり方である。53年度は142のコースを実施した。しかし、各々のコースは限られた定員がある。従って前年に日本政府は各国にどの科目について関心があるのか要望を聞いておいて、要望する国に出来るだけ割当てをするよう努力している。このように数多くのコースを設定しているのは、科目によりシーズンが限定されるからである。例えば稲の栽培はわが国では4月から10月頃までである。これ以外の季節には稲作の研修はできない。従って稲作を勉強したい人は一時にこの季節に集めて研修をする訳である。又、国際電信電話のような科目は、日本の技術を学ぶと同時に、研修員がお互いの間で、意見を交換し合い今後どうしたらお互いの国の間の通信が円滑に行なえるようになるか検討することが出来て大変にメリットがある。更に、多くの国から同じ科目の要望があっても、一人一人に研修させることはわが国としても物理的に不可能であるので、多くの国の要望を満たすために集団で実施する訳である。

しかし、この集団コースは、特別な科目の研究とか試験には不適當なケースも多くあるので個別に研修する方法もとっている。これは、各国から自発的に研修希望が出てきた場合にその各々について、わが国で受入れる能力があれば、この要望に応じていく。

### <研修分野>

研修の分野は、農業から原子力まで、凡ゆる分野を含み特に限定はしていない。わが国で教えられるもの、教える施設があるものについては出来る限り応えている。又、技術研修といっても、単に生産技術のみでなく、行政面でのノウ・ハウ等についても広い意味での技術としての研修の範囲に入れている。例えば税制、地方行政、交通管制等は現在各国で大変重要な問題となっているテーマでもあるので、これらについての研修コースを設けている。

### <言語>

一番の問題点である言葉について説明する。日本では、一つの言葉で統一され、小学校から大学に至るまですべて日本語しか使用しない。勿論外国語も習う。しかし、英語でも仏語でも日本では一般的には使われていない。但し、最近では英語を話す人は多くはなっているが、仏語、西語等は極めて教少ない人しか解らない。従って、研修のために用語は頭痛の種であるが、比較的世界に普及しているのは英語であるので、わが国の研修は原則として英語を使用している。講師が英語を話さない場合は通訳によって講義をする。

54年度は、特別に今回の参加国を対象にバス、トラックの整備コース（詳細は後述）を仏語で開設したいと思う。

### <手続>

このような研修を受けるための手続は、すべて日本の大使館に、要請書フォームを提出することになっている。集団コースについてはコース開始の4～5ヶ月前に詳しいGeneral Informationを送る。個別の場合は随時要請書が日本に送られてくることになっている。今回の参加国には日本の大使館がない所も少くないので、その場合は近隣の国の日本大使館が兼任しているので不便ではあるがそこと連絡をとることになる。

### <経費>

派遣された研修員については、経費は全額日本側で負担し、JICAのセンターに宿泊させJICAが責任をもって研修をさせる。

### <おわりに>

これまで、今回の参加国からの研修員は極めて少なく残念であるが、これは、わが国の協力についての参加国への情報が不徹底であったり、前述の言語の問題等の理由によるものと思う。しかし、参加国が遠い国であっても、わが国は参加国の国づくりに協力することを進めたいと考えている。特に、過去においては参加国と日本とは深い関係がなかったのでお互

いに知らなかったと思う。これを改善するためには、何としても人の交流が一番重要だと信ずる。参加国の人々が日本に来て、技術のみならず、日本人、日本社会を知り、わが国の人々も参加国のことを学ぶことが今後の友好関係を築く第一歩であると考えている。

#### <バス、トラック自動車整備技術コース>

- (1) 期 間 : 1980年1月～約6週間
- (2) 場 所 : 日野自動車(株)
- (3) 研修定員 : 10名
- (4) 宿 泊 : 八王子国際研修センター
- (5) その他(ビザの取得) : 日本大使館のない国は兼任大使館で取得する。そのため  
の transit 経費は J I C A が負担する。

#### <質疑応答>

- 質問 : バス・トラック整備技術コースについて研修員はどのようにして選ばれるのか。
- 答 : 研修をスムーズに進めるために研修員の技術レベルを合せて選ぶ。
- 質問 : バス・トラック整備技術分野について集団研修ではなく個別研修の可能性はあるのか。
- 答 : 今後とも検討する。
- 質問 : バス・トラック整備技術コースについて1ヶ国から数名の研修員を受入れることは不可能か。
- 答 : 1979年度は不可能である。
- 質問 : コース、リストに載っている研修生は、英語が話せれば参加できるのか。またその情報はどのようにして手に入れられるか。
- 答 : 参加可能である。情報は毎年大使館に送られている。
- 質問 : 一般的に仏語での information は入手できるか。
- 答 : 出来る限り仏語への努力はするが今のところ難しい。貴国でも英語教育に力を入れて欲しい。
- 質問 : 日本語を勉強したい人が沢山いるが、日本語教師を自国に派遣できないか。
- 答 : 今のところ困難である。技術用語を習得するまで教育するのはまず無理である。
- 質問 : 日本で研修員に英語を教えてもらえないか。
- 答 : 英語は日本人にとっても外国語であるので、研修員に英語を教えるのは無理であると思う。

## (2) 派遣事業部紹介

国際協力事業団派遣事業部長

遠藤英夫

### < 専門家派遣事業 >

国際協力事業団が実施する日本の政府ベースの技術協力には、いろいろな形態があるが、基本的には①人の受入れ ②人の派遣 ③人の受入れ・派遣に関連して必要な機材の供与の3つの形態から成っており、専門家派遣事業は、「人の派遣」の1種類である。

「人の派遣」とは、日本の技術者を開発途上国に派遣して、その国の開発に協力することであるが、これには専門家の派遣、調査団の派遣、青年海外協力隊の派遣があり、専門家派遣事業は、途上国の要請に応じて、主としてその国の政府、政府関係機関、試験・研究所、学校、職業訓練所等において企画立案、調査研究、指導、普及活動、助言等の業務を行うために、専門家を個別方式で派遣して協力する事業である。派遣された専門家は、これらの政府関係機関等について、その技術・知識を直接提供すると同時に、カウンターパートを指導して、当該国の人材養成につとめることになる。

### < 実績の推移 >

わが国の専門家派遣は、1955年に28名の専門家をアジアの5ヶ国に派遣したことに始まるが、以来年々量的に拡大され、その対象地域は、アジア地域から中近東地域、アフリカ地域、中南米地域に拡がると共に、途上国政府の要請に基づく2国間方式による派遣の他に、国連、地域国際機関等の要請に基づく多国間方式も加わってきた。その結果1977年度(1977年4月～1978年3月)には555名を派遣し、1955年からの総計は4,651名(別添(1))となっている。

JICAによる専門家派遣は、この他に前述したプロジェクト方式による協力の中での専門家派遣があるので、JICA派遣専門家の1977年度までの総数は7,132名であるが、個別派遣の専門家が全体の65%を占めている。

### < 1977年度実績 >

1977年度の地域別、分野別派遣割合は、別添(2)、(3)のとおりである。

### < 派遣計画作成の手順と要請手続 >

個別専門家の派遣は、以前は途上国の個別的な要請を受けて、それを個別的に検討し専門家を派遣するという方法をとっていたが、日本側において予算の計画的な執行及び人材の計



面的な活用、計画的な recruitment の必要性から、大使館による各途上国の1年間の要望を調査するという方法を採用している。

1979年度を例にとれば、1978年10月～12月の間に、各途上国に駐在する日本大使館に当該国の要望を調査してもらって、1979年1月末までに報告をしてもらうというやり方である。この要望調査はNon-committable basisで行われるものであり、大使館は、各国の要望とその優先順位並びに大使館のコメントを外務省に報告することとなっている。

JICAは、この要望調査の結果を外務省から受取り1件ごとに検討を加え、1979年の専門家派遣事業実施計画案を作成して、外務省に提出する。外務省はJICAの案について検討し、外務省・JICA案が完成する。この後、外務省とJICAは共同で、専門家を我々に推せんしてくれる立場にある各省——例えば農林水産省、通商産業省、郵政省等々に案を提示し、専門家の推せん可能性等について協議し、調整を行う。このようにしてfinalizeされた計画は、各大使館へ通報され、大使館は、各国へ通報することとなる。

1979年度の計画は、現在、JICA案を作成し終え外務省に提出した段階であるが、各国からの要望は約1,200名となっているが、現実に派遣できる数は約400名——つまり、要望の1/3にとどまらざるをえない。

このようにして日本側から派遣可能の旨回答したケースについて、各国からは、今度は一定の様式(Form A1)によって、正式の要請書を提出してもらうことになる。

#### <Form A1とForm B1の説明>

Form A1とは相手国政府より、在外公館を通じ日本政府に提出される要請書であり、内容は(1)要請の背景 (2)専門家の任務及び期間 (3)要請国の専門家に対する便宜供与及び特権免除等である。

Form B1とは日本政府より在外公館を通じ要請国政府に送付され要請国にその候補者の資格等の検討を求めるものであり内容は(1)本人の履歴 (2)派遣期間 (3)派遣時期等である。

なお、前述した要望調査に含まれていないが、緊急に日本から専門家の派遣を希望する場合には、個別的にForm A1を以って要請してよい。入選可能な場合には、専門家を派遣することができる。このような緊急の要請に備えて、予算の一部をリザーブすることとしている。

#### <派遣前研修>

入選された専門家について、JICAは、派遣前研修を与える。期間は約1カ月で派遣される国の事情、専門家としての心構え等についてオリエンテーションを与え、必要な人につ

いては語学の集中研修を行う。語学に関して言えば、より長期の研修を必要とする人については、この1カ月の研修コース終了後も引き続き研修を行う。

#### <経費負担と便宜供与>

JICAが派遣する専門家に対しては、給与及び住宅費が支給される。赴任、帰国のための旅費、休暇帰国のための旅費もJICAが負担する。専門家受入国が住宅の現物を提供してくれること、または住宅費の全部もしくは一部を負担してくれるならば、歓迎する。なぜなら、住宅費が非常に高い国であるからである。また、専門家が適当な住宅を見つけることが非常に困難な国も少なくない。従って、住宅を斡旋してくれるだけでも良い。

専門家に支給・送金する給与や住宅費その他の手当は、免税の取扱いを求めている。専門家が、業務必要上必要となる経費 例へば、調査のための旅費や資材の購入費は、原則として受入国負担である。専門家が業務遂行上必要最少限の機材を、赴任時携行させることができる。これは大きな金額のものではないが、これらについて無税通関の取扱いを求めている。

これらの他に、専門家及びその家族が日本から持込む家具等の生活用品及び自動車1台についても非課税扱いを求めている。

#### <カウンターパート>

最後に、専門家のカウンターパートについて触れる。専門家が受入国において求められる業務を円滑に遂行し、技術の移転を効果的に行うことができるためには、受入国が優秀な人材を、専門家のカウンターパートとして配置されることが必要である。カウンターパートは、専門家の業務を助け、専門家から技術の指導を受け、その指導された技術を他の人々に伝播させていく役割を担う人である。このカウンターパートの有無、優秀さによって専門家の活動は大きく左右されるものである。JICAは、受入国が専門家のアドバイスをいれてカウンターパートを日本で技術研修させたいと考える場合には、研修員として我国に受入れて研修を与えるという便宜を図ることも可能である。

#### <単独機材供与>

冒頭に述べたように、機材の供与は、技術協力の基本形態の一つである。これは「人」による協力と組合わされて協力の効果を高めるものである。プロジェクト方式の技術協力の場合は、人の派遣、人の受入れとこの機材供与と有機的に組合わせて実施するものであるが、個別専門家の派遣の場合、また、研修員受入の場合も限られた範囲で、額も少額であるが、機材供与が行なわれることもある。派遣された個別専門家が、一少額の機材を携行し、又は

あとから送ることは前に触れたが — 技術の指導、普及を図ろうとしても、機材の欠如のためそれが円滑に行われない場合がある。また専門家が帰国後、受入国が専門家から得た技術を普及しようとする場合、機材が必要となる場合もあると思われる。更には、日本で技術研修を受けた研修員が帰国後、その習得した技術を発揮しようとしても機材の欠如のため、それが円滑に行われない場合もあると思われる。

これらの場合、我国は、途上国政府からの要請があれば、機材の供与を行うことができる。このような機材供与を、プロジェクト方式の技術協力の場合の機材供与と区別して、単独機材供与という。

この単独機材供与についても、専門家派遣の要望調査と同じ時期に、同様の要望調査を行い、1年間の計画を作成する。

#### <Form A4 の説明>

Form A4 とは、相手国政府から日本政府へ提出される機材供与に関する要請書であり、内容は(1)背景 (2)機材名 (3)相手国政府での使用機関等である。

#### <質疑応答>

質問 : 専門家の機材はどういう形で相手国に供与されるか。

答 : 機材の輸入は通常非関税扱いとなっている。又、持ち込まれた機材は現地に残すのが建前となっている。

質問 : 専門家を研究所や大学だけでなく、工場等に実地指導のために送ることはできないか。

答 : 専門家は可成りの知識をもった技術者の養成を目的としており、我国が派遣できる人数にも制約があるので、工場で職工等を直接指導するために派遣することは、現実には困難である。

質問 : 途上国の独占企業が要請すれば、JICAを通して専門家を派遣してもらえるか。

答 : 取極めは飽くまで両政府間で行われるので無理である。

#### <参考資料>

資料(1) : 地域別、業種別、専門家派遣実績 1954年4月～1978年3月

＃(2) : 1977年度専門家派遣実績(国分)

＃(3) : 1977年度専門家派遣実績(分野別)

＃(4) : 専門家派遣要請のプロセス

資料 (1)

## RÉSULTAT DE L'ENVOI DES EXPERTS

(地域別・業種別専門家派遣実績)

Classifiés suivant l'industrie et la zone

1954.4月 - 1978.3月

(avril 1954 - mars 1978)

|                                    | Asie<br>(アジア) | Moyen-Orient<br>(中近東) | Afrique<br>(アフリカ) | Amérique Latine<br>(中南米) | Autres<br>(その他) | Total<br>合計 |
|------------------------------------|---------------|-----------------------|-------------------|--------------------------|-----------------|-------------|
| Agriculture<br>(農業)                | 509           | 81                    | 46                | 132                      | 8               | 776         |
| Pêche<br>(漁業)                      | 295           | 47                    | 29                | 98                       | 11              | 480         |
| Construction<br>(建設)               | 416           | 73                    | 77                | 64                       | 12              | 642         |
| Industrie Lourde<br>(重工業)          | 97            | 7                     | 8                 | 19                       | 7               | 138         |
| Exploitation des Mines<br>(鉱業)     | 172           | 56                    | 14                | 36                       | 6               | 284         |
| Industrie Légère<br>(軽工業)          | 120           | 50                    | 30                | 18                       | 0               | 218         |
| Industrie Chimique<br>(化学工業)       | 20            | 7                     | 0                 | 14                       | 1               | 42          |
| Entreprise d'Intérêt Public (公益事業) | 165           | 37                    | 29                | 35                       | 1               | 267         |
| Transport<br>(運輸)                  | 252           | 48                    | 32                | 63                       | 5               | 400         |
| Postes et Télécommunications (郵政)  | 354           | 91                    | 47                | 96                       | 7               | 595         |
| Santé Publique<br>(公衆衛生)           | 111           | 13                    | 7                 | 2                        | 0               | 133         |
| Energie Atomique<br>(原子力)          | 0             | 0                     | 0                 | 4                        | 0               | 4           |
| Technique Gestionnaire<br>(経営技術)   | 33            | 2                     | 6                 | 19                       | 0               | 60          |
| Education<br>(教育)                  | 138           | 21                    | 8                 | 20                       | 2               | 189         |
| Administration<br>(行政)             | 79            | 54                    | 40                | 29                       | 4               | 206         |
| Autres<br>(その他)                    | 158           | 15                    | 25                | 11                       | 8               | 217         |
| Total<br>合計                        | 2,919         | 602                   | 398               | 660                      | 72              | 4,651       |

| PAYS (国)    | Experts en fonction 継続<br>depuis l'année dernière |                          |             | experts nouveaux(新規派遣)   |                          |             | PAYS (国)                  | experts en fonction 継続<br>depuis l'année dernière |                          |             | experts nouveaux(新規派遣)   |                          |             |
|-------------|---|--------------------------|-------------|--------------------------|--------------------------|-------------|---------------------------|---|--------------------------|-------------|--------------------------|--------------------------|-------------|
|             | durée<br>courte<br>短期専門家                          | durée<br>longue<br>長期専門家 | total<br>合計 | durée<br>courte<br>短期専門家 | durée<br>longue<br>長期専門家 | total<br>合計 |                           | durée<br>courte<br>短期専門家                          | durée<br>longue<br>長期専門家 | total<br>合計 | durée<br>courte<br>短期専門家 | durée<br>longue<br>長期専門家 | total<br>合計 |
| Bangla Desh |   |                          |             | 12                       |                          | 12          | Arabie Saoudite           |   | 3                        | 3           | 1                        | 4                        | 5           |
| Bhoutan     |   | 1                        | 1           |                          |                          |             | Syrie                     |   | 2                        | 2           | 2                        | 1                        | 3           |
| Birmanie    |   | 1                        | 1           | 5                        | 1                        | 6           | Tunisie                   |   | 1                        | 1           |                          |                          |             |
| Inde        |   |                          |             | 3                        |                          | 3           | Turquie                   | 3   | 7                        | 10          | 6                        | 1                        | 7           |
| Indonésie   | 1   | 40                       | 41          | 35                       | 32                       | 67          | République Arabe du Yémen |   |                          |             | 1                        |                          | 1           |
| Corée       | 11  | 1                        | 12          | 33                       | 2                        | 35          | United Arab Emirates      |   | 5                        | 5           | 1                        |                          | 1           |
| Laos        |   | 5                        | 5           | 11                       | 1                        | 12          | TOTAL: MOYEN ORIENT       | 8   | 28                       | 36          | 64                       | 25                       | 89          |
| Malaisie    | 4   | 9                        | 13          | 3                        | 3                        | 6           | Ethiopie                  |   | 5                        | 5           |                          |                          |             |
| Maldives    |   |                          |             | 3                        | 1                        | 4           | Ghana                     |   |                          |             |                          | 1                        | 1           |
| Népal       |   | 1                        | 1           | 10                       | 1                        | 11          | Kenye                     |   | 6                        | 6           | 6                        | 4                        | 10          |
| Pakistan    | 1   | 2                        | 3           | 3                        | 4                        | 7           | Libéria                   |   | 1                        | 1           | 1                        | 1                        | 2           |
| Philippines | 6   | 9                        | 15          | 14                       | 6                        | 20          | Madagascar                |   | 1                        | 1           |                          |                          |             |
| Singapour   |   | 3                        | 3           | 10                       | 4                        | 14          | Malawi                    |   | 2                        | 2           |                          | 1                        | 1           |
| Sri Lanka   | 3   | 1                        | 4           | 4                        |                          | 4           | Mauritanie                |   |                          |             | 3                        |                          | 3           |
| Thaïlande   | 6   | 10                       | 16          | 24                       | 9                        | 35          | Nigeria                   |   | 1                        | 1           |                          |                          |             |
| TOTAL: ASIE | 32  | 83                       | 115         | 170                      | 64                       | 234         | Rwanda                    |   | 2                        | 2           | 1                        |                          | 1           |
| Afghanistan |   | 2                        | 2           | 9                        | 4                        | 13          | Somalie                   |   |                          |             | 3                        |                          | 3           |
| Algérie     |   | 2                        | 2           |                          | 1                        | 1           | Swaziland                 |   | 3                        | 3           |                          | 1                        | 1           |
| Egypte      | 5   | 1                        | 6           | 9                        | 3                        | 12          | Tanzanie                  |   | 11                       | 11          | 2                        | 2                        | 4           |
| Iran        |   | 2                        | 2           | 21                       | 8                        | 29          | Ouganda                   |   | 3                        | 3           |                          |                          |             |
| Irak        |   | 2                        | 2           | 3                        | 2                        | 5           | Zaire                     |   | 10                       | 10          |                          | 5                        | 5           |
| Koweït      |   | 1                        | 1           |                          | 1                        | 1           | TOTAL: AFRIQUE            |   | 45                       | 45          | 16                       | 15                       | 31          |
| Maroc       |   |                          |             | 9                        |                          | 9           |                           |   |                          |             |                          |                          |             |
| Qatar       |   |                          |             | 2                        |                          | 2           |                           |   |                          |             |                          |                          |             |

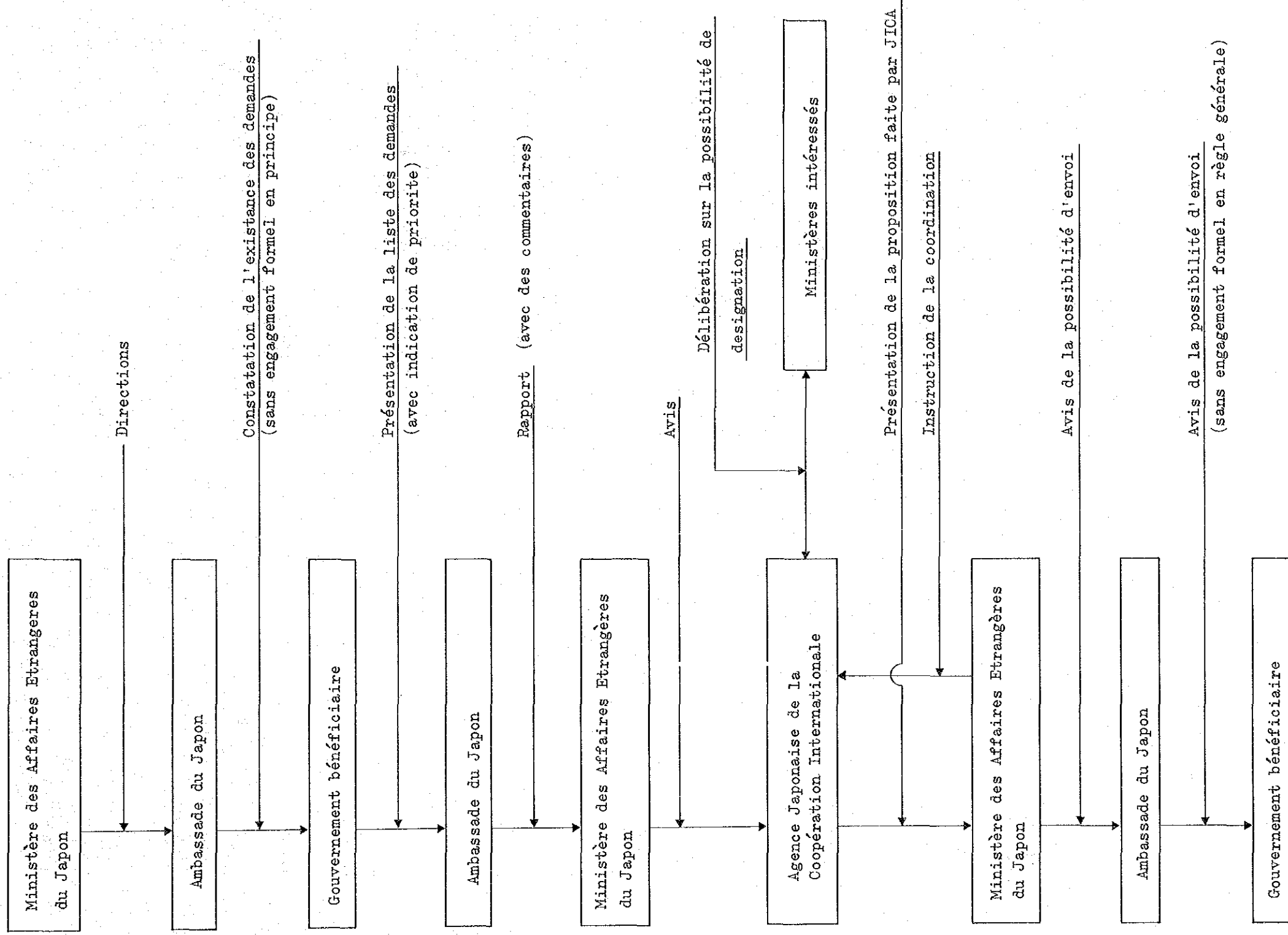
| PAYS (国)                   | experts en fonction 継続<br>depuis l'année dernière |                 |       | experts nouveaux (新規派遣) |                 |       | PAYS (国)                         | experts en fonction 継続<br>depuis l'année dernière |                 |       | experts nouveaux (新規派遣) |                 |       |    |
|----------------------------|---|-----------------|-------|-------------------------|-----------------|-------|----------------------------------|---|-----------------|-------|-------------------------|-----------------|-------|----|
|                            | durée<br>courte                                   | durée<br>longue | total | durée<br>courte         | durée<br>longue | total |                                  | durée<br>courte                                   | durée<br>longue | total | durée<br>courte         | durée<br>longue | total |    |
|                            | 短期専門家   | 長期専門家           | 合計    | 短期専門家                   | 長期専門家           | 合計    |                                  | 短期専門家   | 長期専門家           | 合計    | 短期専門家                   | 長期専門家           | 合計    |    |
| Argentine                  | 4   |                 | 4     | 13                      | 1               | 14    | Samoa Occidentales               |   |                 |       |                         | 3               | 3     |    |
| Bolivie                    | 2   | 6               | 8     | 3                       | 6               | 9     | Iles du Pacifique                |   |                 |       | 1                       |                 | 1     |    |
| Brésil                     |   | 15              | 15    | 14                      | 3               | 17    | TOTAL: OCEANIE                   |   | 2               | 2     | 1                       | 11              | 12    |    |
| Chili                      |   | 4               | 4     | 4                       |                 | 4     | Roumanie                         |   |                 |       | 9                       |                 | 9     |    |
| Colombie                   |   |                 |       | 11                      |                 | 11    | Malta                            |   |                 |       | 3                       |                 | 3     |    |
| Costa-Rica                 | 3   | 2               | 5     | 5                       | 2               | 7     | TOTAL: EUROPE                    |   |                 |       | 12                      |                 | 12    |    |
| Dominique                  |   | 1               | 1     |                         |                 |       | SEAFDEC                          |   |                 | 17    | 17                      | 18              | 2     | 20 |
| Equateur                   |   | 3               | 3     | 3                       | 1               | 4     | AIT                              |   |                 | 4     | 4                       | 4               | 2     | 6  |
| Salvador                   |   | 4               | 4     |                         | 2               | 2     | AFDB                             |   |                 |       | 1                       | 1               | 1     | 2  |
| Guatémala                  |   | 1               | 1     | 2                       | 2               | 4     | AVRAC                            |   |                 | 1     | 1                       |                 |       | 1  |
| Guyane                     |   |                 |       | 2                       |                 | 2     | CPSC                             | 2   |                 |       | 2                       | 1               |       | 1  |
| Honduras                   | 1   |                 | 1     |                         | 2               | 2     | ECA                              |   |                 | 1     | 1                       |                 |       | 1  |
| Mexique                    | 4   | 10              | 14    | 7                       | 4               | 11    | ECLA                             |   |                 |       |                         | 6               |       | 6  |
| Nicaragua                  |   | 1               | 1     | 1                       | 2               | 3     | EROPA                            |   |                 | 1     | 1                       |                 |       | 1  |
| Panama                     |   |                 |       |                         | 1               | 1     | ESCAP                            | 1   | 12              | 13    | 12                      | 6               | 18    |    |
| Paraguay                   |   | 5               | 5     |                         | 2               | 2     | ITU                              |   |                 |       | 1                       |                 | 1     |    |
| Pérou                      |   | 16              | 16    |                         | 5               | 5     | OAS                              |   |                 | 3     | 3                       |                 | 1     | 1  |
| Suriname                   |   |                 |       |                         | 6               | 6     | SEARCA                           |   |                 | 1     | 1                       |                 | 2     | 2  |
| Trinité et Tobago          |   | 2               | 2     |                         | 1               | 1     | SEATAC                           |   |                 | 1     | 1                       |                 |       | 1  |
| Uruguay                    |   |                 |       | 1                       |                 | 1     | UNDRO                            |   |                 |       |                         | 2               |       | 2  |
| Venezuela                  |   | 1               | 1     | 7                       | 3               | 10    | UNV                              |   |                 | 1     | 1                       |                 |       | 1  |
| TOTAL: AMERIQUE<br>LATINE  | 14  | 71              | 85    | 73                      | 43              | 116   | WARDA                            |   |                 |       |                         |                 | 2     | 2  |
| Fidji                      |   |                 |       |                         | 6               | 6     | TOTAL: ORGANES<br>INTERNATIONAUX | 3   | 42              | 45    | 45                      | 16              | 61    |    |
| Nouvelle-<br>Guinée Papoue |   | 1               | 1     |                         | 1               | 1     | TOTAL                            | 57  | 271             | 328   | 381                     | 184             | 555   |    |
| Tonga                      |   | 1               | 1     |                         | 1               | 1     |                                  |   |                 |       |                         |                 |       |    |

## 1977年度専門家派遣実績

|             | 期間 | 継 続              |        |             |        |             |                  |                  |        |        |                  |        |        |             | 新 規 |                  |        |             |        |             |                  |                  |        |        |                  |        |        | 合 計 |             |     |
|-------------|----|------------------|--------|-------------|--------|-------------|------------------|------------------|--------|--------|------------------|--------|--------|-------------|-----|------------------|--------|-------------|--------|-------------|------------------|------------------|--------|--------|------------------|--------|--------|-----|-------------|-----|
|             |    | 農<br>林<br>水<br>産 | 建<br>設 | 重<br>工<br>業 | 鋁<br>業 | 軽<br>工<br>業 | 化<br>学<br>工<br>業 | 公<br>益<br>事<br>業 | 運<br>輸 | 郵<br>政 | 経<br>営<br>技<br>術 | 教<br>育 | 行<br>政 | そ<br>の<br>他 | 計   | 農<br>林<br>水<br>産 | 建<br>設 | 重<br>工<br>業 | 鋁<br>業 | 軽<br>工<br>業 | 化<br>学<br>工<br>業 | 公<br>益<br>工<br>業 | 運<br>輸 | 郵<br>政 | 経<br>営<br>技<br>術 | 教<br>育 | 行<br>政 |     | そ<br>の<br>他 | 計   |
| ア ジ ア 地 域   | 長期 | 18               | 24     | 3           | 3      | 5           |                  | 5                | 10     | 2      | 1                | 4      | 2      | 1           | 78  | 18               | 14     |             | 2      |             | 1                | 5                | 3      | 11     |                  | 3      |        | 3   | 60          | 138 |
|             | 短期 | 5                |        |             | 2      |             | 4                | 5                |        | 2      | 6                | 4      |        | 3           | 31  | 29               | 52     | 2           | 7      | 1           | 2                | 3                | 11     | 14     |                  | 16     | 14     | 19  | 170         | 201 |
|             | 計  | 23               | 24     | 3           | 5      | 5           | 4                | 10               | 10     | 4      | 7                | 8      | 2      | 4           | 109 | 47               | 66     | 2           | 9      | 1           | 3                | 8                | 14     | 25     |                  | 19     | 14     | 22  | 230         | 339 |
| 中 近 東 地 域   | 長期 | 8                | 1      |             | 6      |             | 1                | 2                | 1      | 6      |                  | 1      | 2      | 28          | 2   |                  | 2      | 1           |        | 1           |                  |                  | 12     | 1      |                  | 7      |        | 26  | 54          |     |
|             | 短期 |                  |        |             |        |             |                  | 3                |        |        |                  |        |        | 8           | 4   | 5                | 2      | 2           |        |             | 4                | 12               | 22     |        | 3                | 6      | 4      | 64  | 72          |     |
|             | 計  | 8                | 1      |             | 6      |             | 1                | 5                | 1      | 6      |                  | 1      | 2      | 36          | 6   | 5                | 4      | 3           |        | 1           | 4                | 12               | 34     | 1      | 3                | 13     | 4      | 90  | 126         |     |
| ア フ リ カ 地 域 | 長期 | 6                | 9      | 1           | 6      | 1           |                  | 2                | 5      | 5      |                  | 1      | 4      | 5           | 45  | 2                | 5      |             |        |             | 1                | 1                | 3      |        |                  | 2      | 1      | 15  | 60          |     |
|             | 短期 |                  |        |             |        |             |                  |                  |        |        |                  |        |        |             |     | 6                | 5      |             |        |             | 3                | 2                |        |        |                  |        |        | 16  | 16          |     |
|             | 計  | 6                | 9      | 1           | 6      | 1           |                  | 2                | 5      | 5      |                  | 1      | 4      | 5           | 45  | 8                | 10     |             |        |             | 4                | 3                | 3      |        |                  | 2      | 1      | 31  | 76          |     |
| 中 南 米 地 域   | 長期 | 22               | 9      | 1           | 8      | 1           | 5                | 3                |        | 17     |                  | 2      | 3      | 71          | 19  |                  |        | 2           |        | 1           | 1                | 4                | 12     |        | 4                |        | 43     | 114 |             |     |
|             | 短期 | 7                |        |             | 1      | 1           |                  |                  |        | 3      |                  | 2      |        | 14          | 26  | 4                |        | 2           | 7      | 2           | 6                | 11               | 2      |        | 6                | 7      | 73     | 87  |             |     |
|             | 計  | 29               | 9      | 1           | 9      | 2           | 5                | 3                |        | 20     |                  | 4      | 3      | 85          | 45  | 4                |        | 4           | 7      | 3           | 7                | 15               | 14     |        | 10               | 7      | 116    | 201 |             |     |
| そ の 他 地 域   | 長期 | 2                |        |             |        |             |                  |                  |        |        |                  |        |        | 2           | 7   |                  |        |             |        |             |                  |                  | 2      | 2      |                  |        |        | 11  | 13          |     |
|             | 短期 |                  |        |             |        |             |                  |                  |        |        |                  |        |        |             | 1   | 9                |        |             |        |             |                  |                  | 3      |        |                  |        |        | 13  | 13          |     |
|             | 計  | 2                |        |             |        |             |                  |                  |        |        |                  |        |        | 2           | 8   | 9                |        |             |        |             |                  |                  | 5      | 2      |                  |        |        | 24  | 26          |     |
| 国 際 機 関     | 長期 | 24               | 3      |             | 2      |             |                  |                  | 4      | 1      | 2                | 4      | 2      | 42          | 9   | 1                |        | 1           |        |             |                  |                  | 1      |        | 1                | 2      |        | 16  | 58          |     |
|             | 短期 |                  |        |             |        |             |                  |                  |        |        |                  |        |        | 3           | 18  | 2                |        | 6           |        |             |                  | 1                | 1      | 2      | 9                |        | 6      | 45  | 48          |     |
|             | 計  | 24               | 3      |             | 2      |             |                  |                  | 4      | 1      | 2                | 6      | 2      | 45          | 27  | 3                |        | 7           |        |             |                  | 2                | 1      | 3      | 11               |        | 7      | 61  | 106         |     |
| セ ン タ ー 関 係 | 長期 |                  |        |             |        |             |                  |                  |        | 5      |                  |        |        | 5           |     | 5                |        |             |        |             |                  |                  |        | 8      |                  |        |        | 13  | 18          |     |
|             | 短期 |                  |        |             |        |             |                  |                  |        |        |                  |        |        | 1           |     |                  |        |             |        |             |                  |                  |        |        |                  |        |        | 1   | 1           |     |
|             | 計  |                  |        |             |        |             |                  |                  |        | 5      |                  |        |        | 6           |     | 5                |        |             |        |             |                  |                  |        | 8      |                  |        |        | 13  | 19          |     |

Procédure de l'enquête sur la demande de l'envoi des experts

( 専門家派遣要請のプロセス )





1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that proper record-keeping is essential for ensuring transparency and accountability in financial reporting. This section also highlights the role of internal controls in preventing errors and fraud, and the need for regular audits to verify the accuracy of the data.

2. The second part of the document focuses on the importance of communication and collaboration between different departments and stakeholders. It stresses that effective communication is key to ensuring that everyone is on the same page and that all relevant information is shared in a timely and accurate manner. This section also discusses the importance of maintaining clear lines of communication and the need for regular meetings and updates.

3. The third part of the document discusses the importance of staying up-to-date on industry trends and regulations. It emphasizes that the business environment is constantly evolving, and it is crucial to stay informed about the latest developments in the industry. This section also discusses the importance of staying up-to-date on relevant laws and regulations, and the need to adapt the business strategy accordingly.

4. The fourth part of the document discusses the importance of maintaining a strong relationship with customers and clients. It emphasizes that customer satisfaction is a key driver of business success, and it is essential to provide high-quality products and services that meet the needs and expectations of the target market. This section also discusses the importance of maintaining clear communication with customers and the need to respond to their inquiries and concerns in a timely and professional manner.

5. The fifth part of the document discusses the importance of maintaining a strong relationship with suppliers and vendors. It emphasizes that a strong relationship with suppliers and vendors is essential for ensuring the timely and accurate delivery of goods and services. This section also discusses the importance of maintaining clear communication with suppliers and vendors, and the need to negotiate favorable terms and conditions for the business.

6. The sixth part of the document discusses the importance of maintaining a strong relationship with the community and other stakeholders. It emphasizes that a strong relationship with the community and other stakeholders is essential for ensuring the long-term success and sustainability of the business. This section also discusses the importance of participating in community activities and the need to maintain a positive reputation in the community.

7. The seventh part of the document discusses the importance of maintaining a strong relationship with the government and regulatory agencies. It emphasizes that a strong relationship with the government and regulatory agencies is essential for ensuring compliance with relevant laws and regulations. This section also discusses the importance of staying up-to-date on relevant laws and regulations, and the need to maintain clear communication with the government and regulatory agencies.

8. The eighth part of the document discusses the importance of maintaining a strong relationship with the media and other stakeholders. It emphasizes that a strong relationship with the media and other stakeholders is essential for ensuring that the business is properly represented in the public eye. This section also discusses the importance of maintaining clear communication with the media and other stakeholders, and the need to respond to their inquiries and concerns in a timely and professional manner.

9. The ninth part of the document discusses the importance of maintaining a strong relationship with the industry and other stakeholders. It emphasizes that a strong relationship with the industry and other stakeholders is essential for ensuring that the business is properly represented in the industry. This section also discusses the importance of participating in industry activities and the need to maintain a positive reputation in the industry.

10. The tenth part of the document discusses the importance of maintaining a strong relationship with the investors and other stakeholders. It emphasizes that a strong relationship with investors and other stakeholders is essential for ensuring that the business is properly funded and supported. This section also discusses the importance of maintaining clear communication with investors and other stakeholders, and the need to respond to their inquiries and concerns in a timely and professional manner.

### (3) 青年海外協力隊紹介

国際協力事業団青年海外協力隊事務局長

黒河内 康

#### <協力隊の性格>

手持ちの人員があつてそこから随時派遣するのではなく、見込み生産に対する注文生産たる性格の事業である。従つて要請が出てから派遣に至る迄に約1年を要する。たゞし、少数ながら有資格者を抱えているのでその期間を短縮できることもある。

日本のボランティア性は西欧の歴史的、宗教的背景のものとは違ふため、日本の派遣数はまだまだ少ないが、漸増の気配はある。

#### <協力隊の役割>

- (1) ボランティア精神に基づく技術移転と可能な形での国造りへの協力の二面である。単なるスペシャリストの派遣とみてほしくない。
- (2) 日本が約1世紀の間に近代化を成し遂げた背景として、鎖国時代に中間技術者層がある程度成長し、文盲率も50%を割っていたこと、又19世紀末には日本語による教材の普及と教育の普遍性、義務制、無料の三理念が実施に向かい、就学率も90%を大きく上まわったことが指摘できる。
- (3) 協力隊は、国造りに必要な現地中間層の穴埋めが目的ではなく、その育成を目的とする。

#### <協力隊の目標>

青年の国境を越えた相互協力を主体として、その体験を通ずる相互の認識増大、友好関係の促進をも期待し、これが平和と繁栄の捷徑と信ずる。

#### <協力隊の特徴>

- (1) 受入国によっては junior experts と呼ばれるとおり、技能オリンピックの金メダル取得者を含む位、高度の技術の保持者も含んでいる。
- (2) 技術協力が主である。資金・機材も伴うこともあるが、補足的である。
- (3) 選考にあたっては、中間技術乃至適正技術の開発の為、経験年数ある者を優先する。
- (4) 隊員は政治や宗教活動を行なわない。
- (5) 受入国政府が関与する国連等のプロジェクトに参加することもある。さらに、UN Volunteers へのスポンサーリング・オーガニゼーションとして機能している。
- (6) 上記(3)の原則に入らぬもの、例えば熱帯農業の経験は日本では不可能だが、研究の方法

はわきまえて派遣される。

<協力隊の派遣のために>

- (1) 政府間協定が必要である。なお、青年海外協力隊紹介パンフレットにあるモデルには最近免責条項が付加されるようになった。
- (2) 年に2回要請を受けつける。
- (3) 語学は、現地語の指導が不可欠な時は、受入国政府から教師を斡旋してもらう必要性も生じうる。
- (4) 約4カ月の派遣前訓練と、原則として可能ならば約1カ月の現地訓練を行う。
- (5) 生活手当は月200ドル位である。ボランティアとして現地生活水準に近いものを志向する。但し、住宅は受入国の提供である。
- (6) 日本としては、余り大きなPRはしていないが、自信をもってこの事業を推進している。近隣国での評判を手がかりにして納得のいった時には是非協定交渉を申し出て欲しい。専門家派遣、研修生受入れも勿論大切であるが、中間層育成のための回り道も兼ねてこそ、その発展は根強いものとなるであろう。

<質疑応答>

- 質問 : 専門家と協力隊の関連について、或る企画に共同作業をすることがあるか。
- 答 : 原則として関係なく、別々の行動分野をとる。現時点では共同作業をすることはあまり考えてない。
- 質問 : 協力隊員の募集について
- (1) 如何なる目的で青年は海外に出たがるか。
  - (2) 多数の要望があった場合どのように対処しているか。
- 答 : (1) 一種のロマンチズムであるのが現状である。
- (2) 今迄できるだけの要請に応ずるよう努力している。
- 質問 : 協力隊員になるための必要な条件は何か。(例えば品行、モラル面、技術面において)
- 答 : 両面ともに面接試験がある。技術面では専門家による試験があり、人格に関してはより以上重視して面接する。
- 質問 : 厚生分野への派遣は行われているか。(熱帯性疾病への協力として)
- 答 : すでに看護婦、助産婦、臨床(衛生)検査技師等を派遣している。
- 質問 : 協力隊は現地出発前の養成(語学)としてどのような準備をするか。
- 答 : 出発前に訓練を行う。語学訓練ばかりでなく実際的な訓練も行う。

<参考資料>

資料(1) : 発足以来の青年海外協力隊, 国別派遣実績リスト

資料(2) : 青年海外協力隊員派遣の二国間取り決め。

## 資料(1)

## LISTE DES VOLONTAIRES ENVOYES

(Au ddbut de mars 1979)

クニベツ ジツセキ リスト

S54.03.01

|                       | Pays<br>コクメイ | En Service<br>ハケンチュウ | Retourné<br>キコク | Total<br>ゴウケイ |
|-----------------------|--------------|----------------------|-----------------|---------------|
| Philippines           | フィリピン        | 67 ( 7)              | 347 (22)        | 414 (29)      |
| Cambodge              | カンボディア       | 0 ( 0)               | 16 ( 1)         | 16 ( 1)       |
| Malaysia              | マレーシア        | 61 (13)              | 303 (45)        | 364 (58)      |
| Inde                  | インド          | 0 ( 0)               | 131 (31)        | 131 (31)      |
| Laos                  | ラオス          | 0 ( 0)               | 250 (22)        | 250 (22)      |
| Nepal                 | ネパール         | 38 (12)              | 121 (37)        | 159 (49)      |
| Bangladesh            | バングラデシュ      | 41 ( 2)              | 35 ( 0)         | 76 ( 2)       |
| Tonga                 | トンガ          | 4 ( 0)               | 6 ( 0)          | 10 ( 0)       |
| Samoa<br>Occidentales | ニシ サモア       | 11 ( 1)              | 25 ( 2)         | 36 ( 3)       |
| Honduras              | ホンデュラス       | 23 ( 5)              | 4 ( 0)          | 27 ( 5)       |
| El Salvador           | エルサルヴァトル     | 10 ( 3)              | 64 (14)         | 74 (17)       |
| Costa Rica            | コスタリカ        | 13 ( 3)              | 7 ( 3)          | 20 ( 6)       |
| Bolivia               | ボリヴィア        | 8 ( 2)               | 0 ( 0)          | 8 ( 2)        |
| Paraguay              | パラグアイ        | 7 ( 1)               | 0 ( 0)          | 7 ( 1)        |
| Syrie                 | シリア          | 25 ( 4)              | 14 ( 2)         | 39 ( 6)       |
| Moroc                 | モロツコ         | 20 ( 0)              | 110 ( 0)        | 130 ( 0)      |
| Ethiopia              | エチオピア        | 0 ( 0)               | 79 ( 2)         | 79 ( 2)       |
| Kenya                 | ケニア          | 69 (10)              | 188 (15)        | 257 (25)      |
| Tanzanie              | タンザニア        | 28 ( 2)              | 252 (48)        | 280 (50)      |
| Ghana                 | ガーナ          | 29 ( 7)              | 1 ( 0)          | 30 ( 7)       |
| Tunisie               | テュニジア        | 28 ( 7)              | 18 (11)         | 46 (18)       |
| Malawi                | マラウイ         | 82 (27)              | 108 (27)        | 190 (54)      |
| Zambie                | ザンビア         | 43 ( 1)              | 73 ( 0)         | 116 ( 1)      |
|                       |              | 607(107)             | 2152(282)       | 2759(389)     |

・ ( )内女性隊員  
JV + SV デス

・ Les pays qui seront inclus: Iles Sal mon et Libéria.  
( 次の国を含む予定 : ソロモン諸国・リベリア )

資料 (2)

Le Gouvernement de \_\_\_\_\_ s'engage à supporter, s'il y en a, les réclamations provenant des fonctions publiques des Volontaires à \_\_\_\_\_, ou intervenant, ou se rapportant, soit à toute action prise, soit à toute omission faite pendant l'accomplissement de leurs tâches, sauf le cas où ces réclamations découleraient des fautes intentionnelles ou de la négligence grave commises par les Volontaires.

海外青年協力隊員派遣に関する二国間取り決め

\_\_\_\_\_ 政府は、協力隊員が犯した重大な過失、あるいは故意の過失の場合を除き、協力隊員の公務に起因する補償、すなわち \_\_\_\_\_ 業務遂行中に行なわれたすべての活動、業務遂行中に起きたすべての不作為に関する補償を必要があれば負担することを約束する。

#### (4) 社会開発協力部紹介

国際協力事業団社会開発協力部開発調査課長

熊 岸 健 治

開発調査業務内容を参考資料「別添(1) FLOW CHART OF THE DEVELOPMENT SURVEY PROGRAMME」に従って説明する。

なお詳細は「別添(3) 開発調査業務の流れとその説明」を参照のこと。

##### 1. 調査協力要請書の作成をする。(チャート番号1)

この段階で重要なのは、公共的な性格を持つこと。また、国家開発計画におけるプロジェクトの位置付け、及びプライオリティを盛り込む。

##### 2. 大使館は意見をそえて外務省へ提出する。(チャート番号2)

##### 3. 外務省内での検討、関係官庁との協議を経て調査実施を決定する。(チャート番号3)

##### 4. JICAに調査業務の指示をする。(チャート番号4)

(1) 年次協議により、わが国が行う技術協力事業を決定する対象国については年次協議チームが派遣され詳細について協議する。

(2) その他、すぐに事前調査団を派遣する。

##### 5. 事前調査団の派遣(チャート番号5.6.7.)

業務： 要請内容の検討、作業方針の設定、踏査、本格調査の概略作業方針の協議等をする。本格調査の内容がこのチームの勧告によって決定され、調査結果により予算措置がとられる。

##### 6. 本格調査団を構成する。(チャート番号8)

##### 7. 本格調査実施のための口上書発出

外務省の指示により大使館は調査実施及び調査団に対する便宜供与の確認を目的とした口上書を発出する。(チャート番号9)

##### 8. 要請国の受入回答により、両政府間に調査実施の国際約束が成立する。

(チャート番号11)

##### 9. 調査後作業

(1) 大規模なプロジェクト、地域が広範囲に且っているもの、或いは要請国の依頼があった場合、インテリム・レポートを作成する。(チャート番号15)

(2) その他は調査終了後すぐに最終報告書のドラフト作成に入る(国内作業)。技術協力本来の意味から要請国の意見も取り入れ、要請国からのコメントがなければそのまま Final Report となる。＜中間報告書、最終報告書作成にあたってはカウンターパートを受け入れ共同作業もしくは技術移転を行う。＞(チャート番号18)

最後に本業務は技術協力に於ける開発調査なので、コマーシャルベースの調査ではない。

<質疑応答>

質問 : feasibility study としてどんなものがあるか。

通常、先ず identification を行い次に prefeasibility (重要でないものはこの段階まで)、その後、重要なものに関しては investment に先立つ feasibility study を行う。日本の場合はどうなのか。

答 : 要請があれば全て行う。

質問 : 日本は調査後計画実施に参加するのか。

答 : JICA は参加しない。feasibility study までを技術協力と考えているので、特別な場合を除いてディテイルデザインまでは行わない。

質問 : 費用はどこが負担するのか。民間からの寄附はあるのか。

答 : 民間からの寄附はなく、全額日本政府の負担である。便宜供与及びカウンターパートに必要な経費は要請国の負担となる。ただし、カウンターパートの日本での研修については日本政府が負担する。

<参考資料>

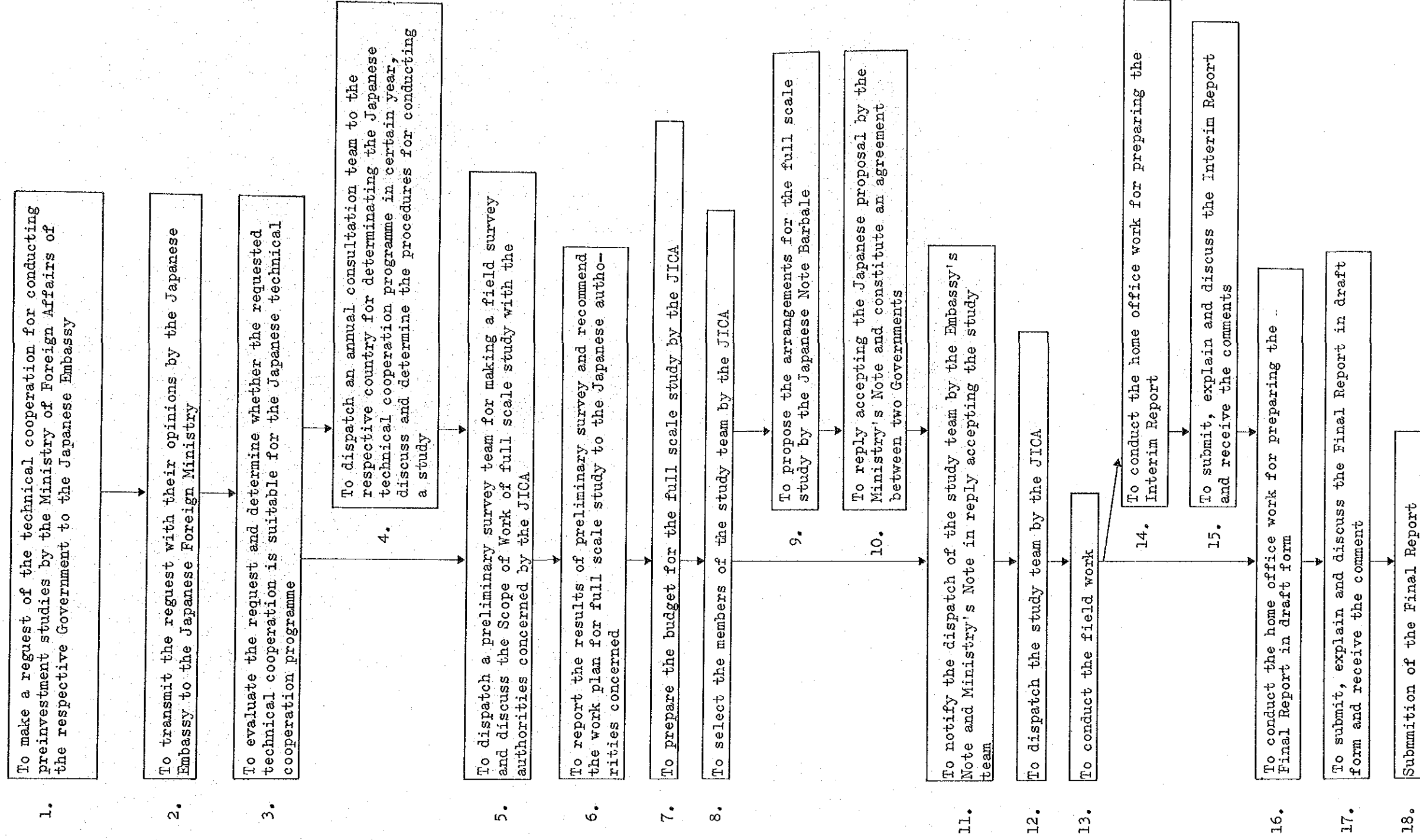
資料(1) : FLOW CHART OF THE DEVELOPMENT SURVEY PROGRAMME

" (2) : 開発調査業務の流れ

" (3) : 開発調査業務の流れとその説明



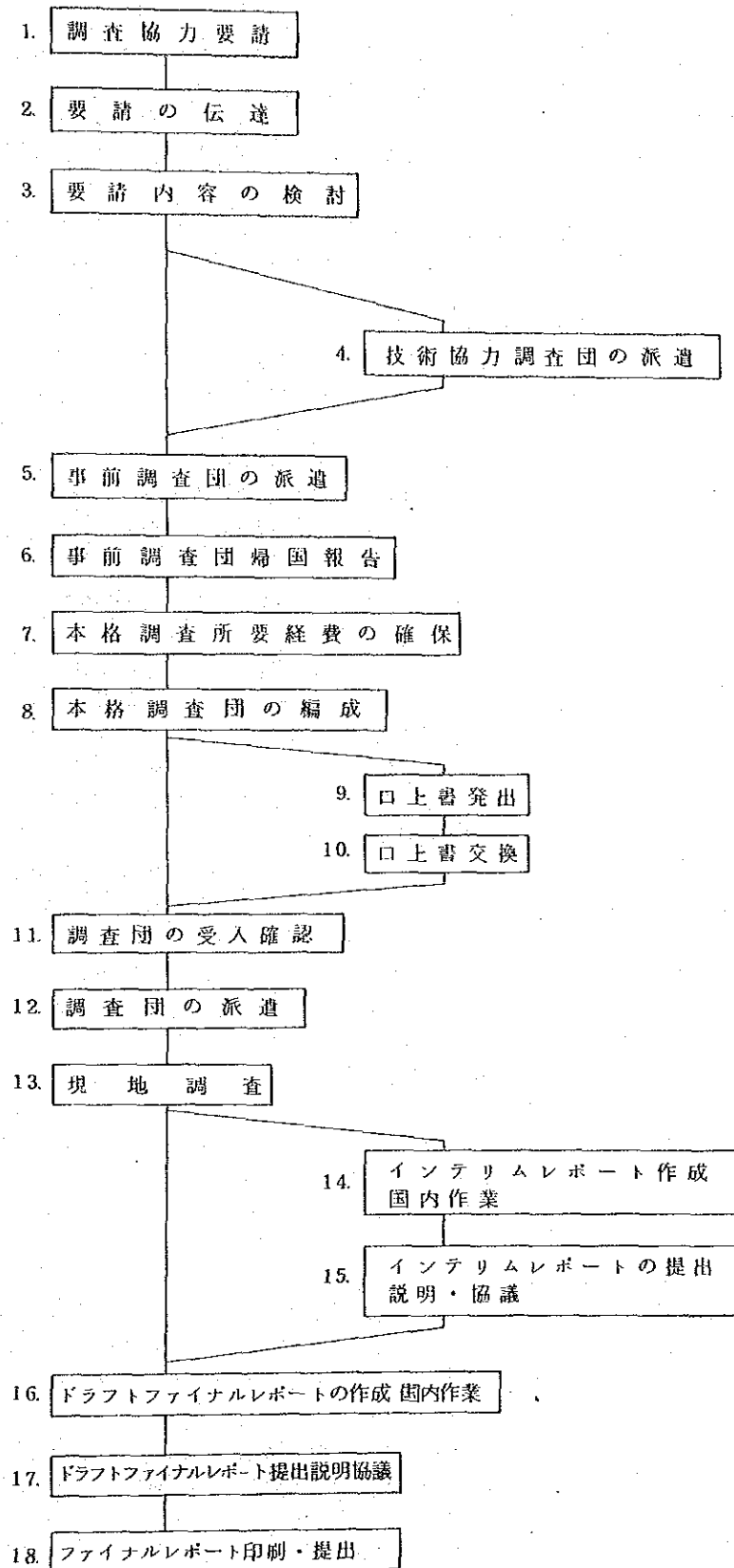
## FLOW CHART OF THE DEVELOPMENT SURVEY PROGRAMME





資料 (2)

開発調査業務の流れ



資料 (3)

開発調査業務の流れとその説明

社会開発協力部開発調査課

| 番号 | 項目                 | 実施主体  | 説明  | 備考   |
|----|--------------------|-------|---|--|
| 1. | 調査協力要請             | 要請国   | <p>1) 口上書〔Note Verbale〕(調査の実施を要請する旨を記したもの)の作成。<br/>           発出者は、調査実施段階での業務の円滑さを考察し、要請団の経済技術協力事業を総括する機関の代表者が望ましい。</p> <p>2) 調査要請書(要請対象の計画及び調査内容を詳述したもの)の作成。(俗に Terms of Deference と称されるもの)<br/>           内容<br/>           (1) 対象計画について(計画名、目的、計画対象地域、計画内容及び実施主体等について)→ Background information といえるもの。<br/>           (2) 要請する調査の内容(調査の目的、段階、調査内容に関する要請団の考え、要請団の提供しうる便宜供与及び調査実施スケジュール等について記述したもの。<br/>           1)及び2)を要請国に駐在するもしくは兼轄する日本国大使宛に提出する。</p> | <p>国家開発計画における位置付け、プライオリティー等についても触れる。<br/>           地図、データ、資料等の賦存状況についても記述されることが望ましい。</p>                |
| 2. | (日本国)外務大臣に対する要請の伝達 | 日本国大使 | <p>提出のあった口上書及び調査要請書により、技術協力事業の一環として実施することの適否について予め検討すると共に、本省における検討を容易ならしめるため、要請国の担当部局のヒアリング等を受けて判明した記載事項以外の事項も含めて、当該調査の実施について意見具申を行なう。</p>  |  |
| 3. | 要請内容の検討            | 外務本省  | <p>外務本省<br/>           1) 担当地域課の要請に関する意見を聴取する。<br/>           2) 要請分野を所掌する関係官庁に、技術的内容について意見を聴取すると共に、実施について協議する。<br/>           3) JICAに調査業務の指示を行なう。(第4項の手続を省いた場合)</p>   |  |
| 4. | 技術協力調査団の派遣         | 外務本省  | <p>技術協力の実施にかかる年次協議の一環として、第3項の検討結果に基づき、開発案件の取り上げについて要請国と協議し、決定する。協議の結果に基づき、JICAに調査業務の実施指示を行なう。</p>   | <p>年次協議により当該年度中のみか行なう技術協力事業を決定する対象国についてはこの方式により案件を決定する。</p>  |
| 5. | 事前調査団の派遣           | JICA  | <p>第3項もしくは第4項の手続を得て、JICAは本格調査作業の実施に先立って事前調査を行ない、以下の業務を行なう。<br/>           1) 要請内容の事前検討及び作業基本方針の設定。<br/>           2) 現地踏査。<br/>           3) 本格調査にあたっての概略作業方針( Scope of Work )の作成及び協議。(要請国側の分担及び便宜供与内容を含む)<br/>           4) 日本国関係機関に対する本格調査実施に係る提言、勧告をとりまとめた報告書の作成及び提出。</p>  | <p>①本格調査の内容を決定する段階であるので、官公庁職員もしくはそれに準ずる者で団を構成する。<br/>           ②事前調査団の派遣は、大使による要請国の受入確認取付けにより行なわれる。</p> |

| 番号  | 項目                    | 実施主体          | 説明   | 備考                                |
|-----|-----------------------|---------------|--|-----------------------------------|
| 6.  | 事前調査団帰国報告             | JICA          | 第5項の作業結果の報告。   |                                   |
| 7.  | 本格調査所要経費の確保           | JICA          | 事前調査報告に基づく、本格調査の予算措置。  |                                   |
| 8.  | 本格調査実施のための調査団の編成      | JICA          | 官公庁関係者及び民間コンサルタント等により調査団の編成。<br>JICAがこの段階で行なうことは以下の通り<br>1) 調査方式の検討 ①官公庁職員のみ ②官民混成方式<br>2) 官民混成方式(調査実施方式としては大勢を占めるもの)<br>①官公庁職員—大部分は事前調査団員—作業監理委員会を構成する。<br>②民間コンサルタント—JICAが基準等に基づいて選定し、契約の上、調査業務の実施に当たらせる。                  |                                   |
| 9.  | 本格調査実施についての口上書発出の指示   | 外務大臣          | 外務大臣は、JICAの調査実施準備の進捗を判断し、現地駐在大使に対し、要請国に本格調査を実施する旨の回答及び調査団に対する便宜供与を行なうことを確認する目的を持つ口上書の発出を指示する。  |                                   |
| 10. | 口上書の発出及び回答口上書の受理並びに報告 | 日本国大使         | 大使は、外務大臣の指示に基づき口上書を要請機関代表者に発出し、先方の回答口上書を受理する。これにより調査実施のための国際約束が成立したと見なされる。受理した結果は大臣に報告する。  |                                   |
| 11. | 調査団の受入確認の取付           | 外務大臣<br>日本国大使 | 外務大臣は、口上書交換の完了の報告及びJICAよりの調査団派遣決定報告に基づき、調査団の受入確認を求めるように大使に指示する。大使は、要請団の確認を取付けたのち結果を大臣に報告する。  |                                   |
| 12. | 調査団の派遣                | JICA          | 調査団は、以下の業務を実施したのち、現地調査作業にとりかかる。<br>1) Implementing Arrangement の協議<br>第10項の口上書交換、第5項の合意済S/Wをもとに作成したものを要請国側当局者と協議し、合意する。<br>2) Inception Report の説明及び協議<br>合意済S/Wをさらにbreak downし、調査項目、手法、実施工程等を含めたものを作成し、要請国側当局者に説明し合意を取り付ける。 | サインは、日本調査団々長と要請国側実施機関の代表者         |
| 13. | 現地調査作業                |               | 現地調査は概ね以下の項目について行なわれる。<br>1) データ及び資料の収集<br>2) 計画対象地域の詳細踏査<br>3) 測量、ボーリング等技術的検討に必要な諸元を得るための作業。  | 要請国側がアポイントするカウンターパートとの共同作業により行なう。 |

| 番号  | 項目                        | 説明   | 備考  |
|-----|---------------------------|--|---|
|     |                           | <p>4) Progress Reportの作成、提出及び説明<br/>Inception Reportで説明した調査項目及び実施工程の進捗について報告書を取りまとめて、要請国側当局者に提出し、説明する。</p> |   |
| 14. | 国内作業<br>(インテリムレポート作成)     | 大規模プロジェクト、計画対象地域が広範囲に亘るもの及び要請国の依頼等によっては、計画策定の基本方針設定(代替案の設定及び最適案の選定まで)の段階までの作業結果を取りまとめてインテリムレポートを作成する。      | 第14項、第16項の作業実施にあたって、カウンターパートを受入れ、共同作業もしくは、技術移転を行なう。 |
| 15. | インテリムレポートの提出、説明及び協議       | インテリムレポートを作成した上で、現地において提出すると共に基本方針設定までの経緯等を説明し、要請国側と協議し、以降の作業実施に阻むの生じないように配慮する。<br>要請国側はコメントを用意する。         |   |
| 16. | 国内作業<br>(ドラフトファイナルレポート作成) | 第13項の作業もしくは第15項の段階を経て、ドラフトファイナルレポートを作成する。<br>要請国側のコメントがなければ、そのまま最終レポートになりうる性格を有するものである。                    |   |
| 17. | ドラフトファイナルレポートの提出、説明及び協議   | ドラフトファイナルレポートを作成した上で、現地において提出すると共に内容等を説明し、協議を行ない、要請国側のコメントを求める。  |   |
| 18. | 最終レポートの印刷及び提出             | ドラフトファイナルレポートに対する要請国側のコメントも考慮し、必要な修正を行ない、印刷の上、完成した最終レポートを大使を経由し要請国に提出する。                                   |   |

## (5) 保健医療協力事業の紹介

国際協力事業団開療協力部長

山本二郎

### <はじめに>

プロジェクトの概念は、相手国と協議をし、調査をした上で、専門家の派遣、研修員の受入れ、機材の供与の三つを組合わせて、比較的大きな規模で実施する協力方式である。

こういうプロジェクトは、もちろん、農業、林業、水産、鉱業、製造業、職業訓練、電気通信、保健医療など、非常に多くの分野で実際に行なわれている。

しかし、これらの全部について説明をすることは不可能なので、プロジェクトの実施の仕方は、各分野を通じて、大よそ共通な面があるのでアフリカ地域で他の分野より比較的に多くのプロジェクトが実施されている保健医療協力事業が代表として選ばれた。

### <概要>

わが国の発展途上国に対する政府ベースの保健医療協力事業は、JICAによって実施されるが、その現状は次の通りである。

現在の時点において、33の保健医療協力プロジェクトが24カ国において実施されている。この保健医療協力は、主に、保健医療従事者の教育、訓練、伝染性疾患及び非伝染性疾患の研究及び対策、保健医療サービスの充実及び環境衛生の改善を含む地域保健対策等の分野からなっている。

### <最近の動向>

開発途上国に対する保健医療協力には、次のような動向が見られる。

- (1) 発展途上国においては、保健医療水準の向上が極めて重要視され、保健医療協力に関する要請は年々増加している。この増加は、プロジェクト・ベースの事業、つまり、わが国からの保健医療専門家の派遣、開発途上国の研修員の受入れ、わが国からの保健医療機材の供与の三つを組合せた形の事業についてのみならず、プロジェクト・ベースでない事業、つまり、専門家派遣、研修員の受入れ、機材の供与を組合せないで、これらをそれぞれ単独に行なう事業についても見られる。
- (2) プロジェクト・ベースの事業の規模について見ると、一般的に大型化してきている。このことは、一プロジェクト当りの派遣専門家の数や、受入れ研修員の数や、供与機材の増加等に示されている。また、一般的に、協力期間も長くなってきている。
- (3) プロジェクト・ベースの事業を内容別に見ると、伝染性疾患対策に関するプロジェクト

は、依然として重要な位置を示しているが、一方においては、例えば、地域保健対策、がん対策、循環器病対策、薬品の品質管理のような分野におけるプロジェクトが増加する等、プロジェクトの多様化が見られる。

- (4) 地域開発の中における保健医療事業の推進が、開発途上国において重要視され、保健医療サービスの充実、環境衛生の改善等を通じて、地域住民の健康の増進と福祉の向上を図るプロジェクトについての要請が多くなってきている。
- (5) 病院、保健所、衛生試験所、医学研究所、水道等の保健医療施設の整備のために、開発途上国が、わが国の無償資金協力を要請するケースが増加し、上述の技術協力と、これらの無償資金協力との連繋協力によって協力の成果を一段と高めるようなケースが増加している。更に、円借款供与による保健医療施設の整備に関する開発途上国からの要請も増加する傾向にあり、今後、技術協力とこの分野での連繋協力も考えられる。

### <事例紹介>

次に保健医療協力の一つの具体的な事例として、ガーナ大学医学部保健医療協力プロジェクトについて、その概要を説明すると、次の通りである。

この協力は、技術協力と無償資金協力とからなっている。

#### (1) 技術協力

1966年、白浜衆議院議員を団長とする保健医療協力調査団が、ガーナ国に派遣された際、ガーナ大学医学部長より基礎医学部門への保健医療協力の要請がなされた。野口英世博士が、1928年首都アクラで、黄熱病の研究の途上、同病にかかり、永眠したというガーナ国に対する保健医療協力は同博士の出身地である福島県の県立医科大学が協力機関となり、開始されることになった。

1968年に、福島県立医科大学本多教授を団長とする実施協議チームが派遣され、「ウイルス学と電子顕微鏡学」をテーマとする第1次プロジェクトが同年7月から始まった。

次いで、1972年6月に、第2次プロジェクト実施協議チームが派遣され、第1次プロジェクトの成果に鑑み、「低栄養と感染症」をテーマとする第2次プロジェクトの実施が日本及びガーナ双方で合意された。

1976年5月に、第2次プロジェクトのエバリュエーション・チームが派遣され、第2次プロジェクトのテーマである「低栄養と感染症」の研究活動のためには、病態生理学的かつ免疫学的アプローチが不可欠であるというガーナ側の要望にこたえて、第3次プロジェクトとして、「病態生理学と免疫学」の分野で、ガーナ国に対し、引続き、保健医療協力を実施することになった。第3次プロジェクトは1980年6月まで続けられる。

1968年以来、ガーナ国に派遣された日本人専門家は約50名、ガーナからの受入れ



研修員は約30名、そして約3億円相当の機材がガーナに供与されている。

## (2) 無償資金協力

ガーナ国に対する保健医療協力をより効果的にし、基礎医学研究活動を推進するため、基礎医学研究所建設の要請がガーナ政府からあり、日本政府は、20億円の予算で同研究所の建設を決定した。1977年8月に鉄入式があり、1979年3月頃に完成予定である。

### <プロジェクト実施手続き>

発展途上国から、保健医療協会に関する要請があつてから、実際に協力を開始する迄のプロセス、つまり、手続きについて説明する。

まず、最初に、発展途上国が、保健医療の分野において、わが国の協力を得たいと考えた場合、その要請が、その国の政府から、日本大使館を経て、わが国の外務省あて、正式の外交ルートを通じてなされる。この際、保健医療協力を必要とする分野、協力してほしい事項等について具体的に述べるとともに、協力を必要とする理由、その背景となる情報、その国の全般的な保健医療計画の中でのその協力要請分野の位置づけ等について、詳細にわたって記載することが望ましい。従来、ややもすると、これらの要請が具体性を欠くため、わが方で検討しようとしても、資料不足、情報不足等のため、実際に検討することが困難な事例が見られるので、十分配慮してほしい。

このような協力要請がわが国になされると、わが国の外務省で検討し、具体的、技術的事項については、国際協力事業団で検討し、外務省と協議の上、わが国の協力の可能性があった場合には、その予算が確保されるならば、わが国から、その国に、事前調査チームを派遣することになる。このチームは、派遣前に、外務省、国際協力事業団等と十分打合せをした後に、その要請国に派遣され、その国の関係者と協議し、協力を要請された分野について詳細に調査し、更に、わが国の協力の可能性についても十分調査、検討し、帰国後、報告会において、外務省、国際協力事業団等と、協力の可能性等について報告するとともに、十分に検討、協議を行なう。この報告会での検討、及びその後の協議によって、わが国の協力の可能性があった場合には、準備の整った時期に、わが国からその国に実施協議チームが派遣され、その国の関係者と詳細にわたって協議し、また、具体的に必要な調査を行なった上で、協力の実施について、実施協議チームの団長と、その国の政府の、この関係の責任者との間で、合意に達した場合には、Record of Discussions(討議議事録)に両者が署名し、協力が始まることになる。

前述のRecord of Discussionsには、このプロジェクトの名称と分野、目的、わが国からの専門家の派遣、機材の供与、及び研修員の受入れ、その国がとるべき措置としての費

用の負担，その他協力期間等必要な事項が含まれている。

この Record of Discussions の署名によって，わが国から必要な専門家が派遣されて，技術指導，助言等がなされ，その国のカウンターパートとなるべき人をわが国に受入れて必要な研修が行なわれ，また，わが国から必要な機材が供与されるのであるが，協力期間中，必要に応じて，わが国から，巡回指導チーム，計画打合せチーム等が派遣され，そのプロジェクトの実施に必要な指導と今後の計画打合せ等がなされ，プロジェクトの成果を，よりよい方向へ持っていくための努力がなされる。

そのプロジェクトの協力期間が終りに近づいてくると，わが国から，エバリュエーションチームが派遣される。これは，今迄のプロジェクトの成果を諸種の観点から評価し，その国の政府関係者と十分に協議し，成果が上つたと評価される場合には，協力が終ることになる。しかし，この場合にも，協力期間終了後，わが国の協力が，直ちに全面的に無くなることには問題があるので，通常は，2年位の間，フォローアップの形で，Record of Discussions による協力期間中よりも，相当に縮小された形で協力が行なわれる。また，Record of Discussions による協力期間中に相当の成果をあげたが，今少しの期間，協力を延長すれば，更に一段と成果をあげることが明らかであって，その国が協力期間の延長を要請する場合には，わが国で検討の上，双方が合意に達すれば，期間の延長に必要な手続きが行なわれる。

このようにして，発展途上国の保健医療の分解における要請の増大に応ずるため，わが国は，保健医療協力事業の拡大のために努力している。

#### <質疑応答>

質問： アフリカ諸国と日本との間の保健医療協力プロジェクトは，どのようにして発効するのか。

答： 既に説明したように，Record of Discussions によって発効する。

質問： 機材供与に薬品は含まれるのか。

答： 原則的には消耗品は含まれない。しかし，特別なケースとして要請すれば，期間を限る等一定のわく内で考慮したい。

質問： 機材の維持及び部品交換については，どのようになっているか。

答： 機材供与の際には，部品のスペア等も余分に送付している。また，機材の据付けの際，機材を納入したメーカーから技術者が派遣されて，機材の保守管理の指導に当ることもある。部品交換については，協力は永久ではないので，終わった場合には相手国が負担していくことになるが，特別な場合には，期限を限って供給することも考えられる。

質問 : JICAと日本赤十字社との提携はどのようになっているのか。

答 : JICAは政府ベースの協力を行ない、日本赤十字社は民間ベースの協力を行なうので、直接に関係はないが、必要な際には両者が協力することになる。

(6) 医療協会部以外のプロジェクト紹介

国際協力事業団企画部長

藪 忠 綱

医療協力以外の代表的プロジェクト例を次に掲げる。

(1) 社会開発分野

社会開発分野では、職業訓練、電気通信、放送、道路建設など、広く協力プロジェクトを実施しているが、例を挙げれば次のとおりである。

(イ) Advanced Engineering Training Center

ケニアの National Youth Service が行なっている上級職業訓練所に対する協力で、日本は、機械コース、仕上げコース、電気工事について協力している。

(ロ) Marine Engineering Training

マレーシアのイポーという所にある institute で、資格のある外航船機関士を養成するプロジェクトである。

(2) 鉱工業開発分野

(イ) Ceramic Research and Development Center

フィリピンの National Institute of Science and Technology の中にこのセンターを設け、地場の窯業を振興するために、生産技術の訓練と普及、それに要員の養成を行なうプロジェクトである。

(ロ) Recovery of Valuable Minerals

ボリヴィアは鉱山国の一つで、錫、亜鉛、銀などを産出する。往々にしてこれらの金属が同じ鉱石の中に混じっているが、錫だけが取り出され、亜鉛その他の金属は捨てられていた。それを、特殊な技術によって、無駄にせず取り出そうというプロジェクトである。

(3) 農業開発分野

(イ) Agricultural Extension Service

農業普及サービスの方法や技術を移転したり、普及サービス用の資機材の開発を助けたりするプロジェクトで、多くの国で行なっている。一例を挙げれば、パングラデシュの Central Extension Resources Development Institute に対する協力がそれである。

(ロ) Japan-Brasil Agricultural Research Project

農業分野の研究促進の協力も行なっている。それは、ブラジルのセラード地帯の開発のために、作物栽培、植物病理、昆虫学、農業気象、農業機械、その他の研究を協力するプロジェクトである。

(4) 林業開発分野

Aforestation of the Pantabangan Area

フィリピンのルソン島では、森林資源の保存が重要な問題である。ダムのための水を集めるためにも造林は必要なので、パイロット・プランテーションを作ることについての協力を行なっている。

(5) 畜産開発分野

Pig and Poultry Development

ビルマからの要請にもとづき、ラングーン近郊で、養豚、養鶏、飼料生産などにつき、技術移転を行なっているプロジェクトである。

(6) 水産開発分野

Tunisian National Fisheries Center

チュニジアでは、第5次4か年計画の下で漁業の振興をはかるため、世界銀行から融資を受ける予定である。日本は、そのための技術面での協力を行なう。即ち、水産センターでの教師の訓練やチャーターした船で実際に漁業を行なったり、漁場調査をしたりして、彼等を指導している。

< 質疑応答 >

質問：日本とブラジル間の農業協力プロジェクトについての手続きはどのようにするのか。

答：手続きは他のプロジェクトと全く同じである。例えば医療協力プロジェクトと同様に特別な手続きはありません。

質問：JICAでは家族計画についてどのようなプロジェクトを実施しているか。

答：インドネシアを例にとれば、視聴覚教育用の機材供与を実施している。又、1名の長期専門家が赴任しており、視聴覚教育用のソフトのプロトタイプ作成に協力している。



## 10. 「円借款の概要について」発表要旨

— 海外経済協力基金の機能と活動 —

海外経済協力基金総務部長

斉藤盛之

### I. <海外経済協力基金の概要>

#### (1) 目的

海外経済協力基金は、東南アジア地域その他の開発途上にある海外の地域の産業の開発又は経済の安定に寄与するため、その開発又は安定に必要な資金で日本輸出入銀行（以下「輸銀」という）及び一般の金融機関から供給を受けることが困難なものについて、その円滑な供給を図るために必要な業務を行い、もって海外経済協力を促進することを目的としている。

#### (2) 設立

1960年12月に海外経済協力基金法が制定され、それに基づき1961年3月海外経済協力基金（以下「基金」という）が設立された。

### II. <業務内容>

基金の投融資業務は直接借款と一般案件に大別される。

直接借款は、アジア、中近東、アフリカ、中南米等の開発途上国の政府、政府機関等に対して直接に貸付けるものである。一方、一般案件は、本邦企業が開発途上国で実施する開発事業に必要な資金を貸付け又は出資するものである。

#### (1) 直接借款

##### (i) 「開発事業」資金の貸付け

開発途上国政府等が実施する開発事業に必要な資金を貸し付けるもので、開発事業としては、ダム、発電所、送配電網、鉄道、道路、橋梁、港湾、海運、通信、放送、教育、医療、住宅、農林水産業、鉱工業、開発金融等多くのセクターが対象となる。

基金は、開発事業に必要な外貨コストを融資するが、必要に応じ借入国のローカルコスト分も融資対象としている。

本タイプの借款は、さらに以下のように区分することができる。

##### (a) プロジェクト借款

個々のプロジェクトを対象とし、当該プロジェクトに必要な資機材及び役務の調達資金を融資するもので、直接借款の主要部分を占めている。

(b) 開発資機材借款

特定のセクター、または特定の地域の開発計画を推進するために必要な資機材を購入する資金を融資するものである。

(c) 開発金融借款

開発途上国の数多くの小規模プロジェクト等に対する融資を行うために、開発金融機関を通じて資金を供給するものである。

この方式では、通常のプロジェクト借款ではとりあげにくい中小企業や農民、農業協同組合等に対する融資が可能となる。

(d) 「物資の輸入」資金の貸付け（商品借款）

商品借款は、開発途上国の国際収支困難を緩和することを主目的に供与されるもので、あらかじめ両国政府間で合意された品目の輸入資金を融資するものである。

(2) 一般案件（貸付け）

現在基金が実施している本邦企業に対する貸付け業務は、以下のとおりである。

(イ) 農林・水産業に対する融資

農林・水産業（試験的実施を含む）のうち栽培、造林、飼育又は養殖事業であつて伐採、加工、精製、冷凍、冷蔵の工程を含まないものを対象とする。

なお、栽培事業にあつては、当該農産物の生産に伴い通常必要とされる乾燥、貯蔵施設、養殖事業にあつては、当該事業の生産物の消費地への輸送のため通常必要とされる冷凍、冷蔵施設が含まれていても基金融資の対象となる。

(ロ) 探鉱事業に対する融資

各種鉱物資源の探鉱に必要な資金の貸付け。

(ハ) 調査事業に対する融資

各種の開発事業の準備のための調査に必要な資金の貸付け。原則として対価のない調査事業を対象とする。

(ニ) その他

(a) その他の開発事業でも輸銀が貸付けを困難と判断したもの。

(b) 基金が行う直接借款案件に係るつなぎ融資。

(3) 一般案件（出資）

基金は、開発事業に対する貸付けに代えて出資を行うことができる。出資の場合は、鉱工業を含む全業種を対象としている。

Ⅲ <海外経済協力基金と日本輸出入銀行との業務分担>

(1) 1975年7月に、基金と輸銀の業務分野の調整がなされ、それぞれの実行上の業務範



困を明確化した。まず、直接借款については、借款条件のグラントエレメント(注)が25%以上、すなわち、政府開発援助(Official Development Assistance, ODA)の範ちゅうに入るものは基金が担当し、グラントエレメントが25%未満のよりハードなものについては輸銀が担当することとなった。

又、一般案件についても業務分野の調整が行われ、農林水産業、鉱業(探鉱)等の開発事業、開発事業の準備調査及び試験的事業に対する貸付業務であって、輸銀の貸付けが困難なものは、基金が担当することとなった。なお以下のいずれかに該当するものについては当初から基金が借入申し込みを受付け、融資することとなった。

- ① 開発事業の準備調査(但し、外国との契約に基づく対価のあるものを除く)
- ② 探鉱
- ③ 農林水産業のうち、栽培・造林、飼育又は養殖事業。

(2) 一般案件に係る出資業務は、従来通り、全業種にわたって、もっぱら基金が担当する。

(注) グラントエレメントとは、ODAの条件の緩和度を示す指標。

据置期間及び償還期間が長くなる程パーセントが高くなり、贈与は100%と定義され、逆に商業条件(金利10%)の借款は0%とされている。

#### Ⅳ <事業規模>

基金の投融資に関する承諾及び実行は、年々増加の一途を辿ってきて、1978年12月末の投融資承諾額累計は総額1兆9866億円であり、うち直接借款は1兆7792億円、一般案件は2074億円である。

また、1978年12月末の投融資残高は総額1兆987億円であり、うち直接借款は9961億円、一般案件1026億円となっている。

#### Ⅴ <貸付条件>

(1) 貸付条件は近年ソフト化の傾向にある。

1978年度中に承諾した直接借款に係る案件の平均条件は、金利3.28%、償還期間27年9ヶ月、うち据置9年1ヶ月となっており、グラントエレメントに換算すると、53.3%である。

(2) 調達条件についても、アンタイド化が進展しており1978年度のプロジェクトのうち金額比で見ると、一般アンタイド借款(全面的にひもつきでない)が51%、LDC(開発途上国)アンタイド借款(部分的にひもつき)が34%、タイド借款(ひもつき)が15%であり、一般、LDCアンタイトの両方で承諾総額の85%を占めている。

## VI <投融資実績>

### (1) 部門別実績

(イ) 直接借款承諾累計の部門別構成は1978年12月末現在で、運輸・通信(27.3%)、商品借款(25.5%)、電力(21.8%)、鉱工業(14.8%)の順となっており、その他灌漑・治水干拓・農林水産業・上水道、開発金融等がある。

総じて、商品借款以外は、経済社会開発のためのインフラストラクチャ整備のためのものが主体である。

(ロ) 一般案件(貸付け及び出資)の部門別承諾状況は1978年12月末で鉱工業(45.3%)、農林・水産業(37.2%)、運輸・通信(7.8%)、その他(9.7%)となっている。

### (2) 地域別実績

(イ) 1978年12月末の直接借款承諾累計額の地域別構成をみると、アジア(84.9%)、アフリカ(11.2%)、中近東(1.6%)、中南米(2.1%)、その他(0.3%)となっており、アジア地域が圧倒的なシェアを占めているが、これはわが国とアジア諸国との歴史的、地理的、経済的なつながりの強さを反映したものと考えられる。

しかし近年、直接借款の対象国は、アフリカ、中南米等、アジア地域以外にも拡大する傾向にある。

(ロ) 一方、一般案件に係る地域別分布状況は1978年12月末現在アジア(43.8%)、中南米(33.7%)、アフリカ(13.1%)、オセアニア(4.2%)、中近東(1.1%)、その他(4.2%)の順であり、直接借款に比べて地域的な偏りがすくない。

## VII <基金の財源>

直接借款及び一般案件の原資は一般会計からの出資金と資金運用部等からの借入金から成り立っている。

なお、基金が開発途上国に対し、長期低利の緩和された条件の資金を供給するという使命を帯びていることから、資金コストを低く抑えるため、借入金残高と資本金及び積立金の合計額の比率が基金法で定められている。

## VIII <直接借款の手続>

(1) 通常、直接借款は、以下の手続きにもとづいて実施される。JICAその他によるフィージビリティ・スタディの実施。

(2) フィージビリティ・スタディにもとづき開発途上国政府から日本政府に対し、円借款を要請。

- (3) 政府は借款要請の妥当性を検討の上妥当と判断した場合には、相手国政府に借款を供与する旨を約束 ( Pledge ) 。
- (4) プレッジした借款供与に関し、両政府間で合意した事項を交換公文の形で確認。
- (5) 基金は Appraisal および Loan Negotiation のためにミッションを派遣。
- (6) 基金と相手国政府間で借款契約を締結。
- (7) 入札の実施。
- (8) 輸出入契約などの締結及び契約の実行。
- (9) 基金より貸付実行。
- (10) 据置期間満了後、元本の返済開始。

< 質疑応答 >

質問： 輸銀と基金の業務内容の違いは何か。

答： 主に輸銀は民間企業に対し貿易促進のための貸付けを行い、基金は相手国政府の社会経済開発の開発途上国への貸付けを行う。

質問： 利率はどのようにして決めるのか。

又、途中で利率を変えることはできないか。

無償援助に移行することはないのか。

答： 利率は両政府間で交渉し、経済的・政治的状況を考慮して決定する。

無償援助への移行はありえない。

返済途中での利率の変更は過去にも例がない。

質問： 日本の企業への貸付とはどういうことか。

答： 開発途上国において開発事業を行う日本の企業に対する貸付である。

質問： フィージビリティ・スタディはどういった内容のものか、又、その経費はどこが負担するのか。

答： 開発途上国がフィージビリティ・スタディを日本に要請する場合には、外交チャネルを通じて、技術協力の要請としてくる。

この場合は JICA がミッションを派遣するが、将来のプロジェクトがスムーズに実施されるために派遣前に JICA は基金の意見を聞くことも多い。

典型的なスタディのプロセスとしては、Mission of Identification、次に Mission of Prefeasibility、最後に Mission of Feasibility を派遣する方法がある。これらの費用は全て JICA の負担となる。

質問： 基金が審査後、融資不可能の回答を出した時、日本政府は政治的理由で認可するように基金に命令できるか。

答：通常、交換公文には、基金との借款契約は基金が計画の実行可能性を確認した後に締結させるとの条項があり、政府は両政府間で交換公文が締結される以前に基金と十分相談をする。又基金は実際問題としては、両政府間の交換公文締結後は、場合によっては、Appraisalの結果に基づき、プロジェクトの一部を修正する等の方法は用いるが、同内容を実現する方向で対処する。

質問：基金は交換公文の内容に介入するらしいが文章の案文は基金によって吟味されるか。

答：日本政府は交換公文締結に際しては十分基金の意見を聞くが、基本的には両政府間の取決めであり、基金のマスターではない。

質問：5月のUNCTADマニラ会議に於て先進工業国に対する開発途上国の負債棒引き要請に日本政府は妥協してくれる用意はあるか（余談）。

答：何とも回答できないが、今まで基金は返済してもらわなかった例はない。

## 11. 旅 行

### (1) 都 内 見 学

(イ) 日 時 : 3月15日(休) 午後1時30分～午後5時

(ロ) 見学場所 : 明治神宮

皇居前広場

東京インターナショナルセンター(生花観賞を含む)

### (2) メ ー カ ー 見 学

#### (A) 三菱自動車工業(株)

(イ) 日 時 : 3月16日(金)

(ロ) 見学場所 : 名古屋自動車製作所岡崎工場

(ハ) 見学施設 : 組立ライン等工場設備

ショールーム

公害処理設備

#### (ニ) 質疑応答

質問 : 三菱自動車(株)は外国からの部品の買入れをしているか。

答 : 殆んどしていない。

質問 : 特にアフリカでは輸出先はどこが多いのか。

答 : アフリカではベナン, トーゴ, マリ, ギニア等が多い。

質問 : 作業のシステムはどのようになっているか。

答 : 昼夜2回交替制をとっている。

質問 : 生産に直接携わる者の養成レベルはどのくらいか。

答 : 高等学校卒を対象にしている。

#### (B) 日野自動車工業(株)

(イ) 日 時 : 3月19日(月) 午前

(ロ) 見学場所 : 研修センター

(ハ) 研修センター概要 : 同社は、15年前から仏語圏諸国(ギニア, ニジェール等)

向の自動車の開発に努め、バイオニア的役割をしてきた。アフリカの地理的気候条件に合致した自動車の開発に努めている。

同センターはアフリカ諸国は言うに及ばずその他海外からの研修生受入れを目的に1971年に設立され、ディーゼル整備技術指導に必要なスタッフ、設備(宿舎も含め)を持っている。仏語のできる

スタッフももちろんいて、仏語での技術指導もしている。今迄に受入れた研修生は59ヶ国450人へのぼり、アフリカからは、ギニア4名、マリ1名、ニジェール3名となっている。

(二) バス・トラック整備技術コース概要

対象地域 : 西アフリカ

定員 : 10名

研修員の資格 : 3年以上の実務経験者  
20才~40才  
仏語堪能なこと。

期間・時期 : 2ヶ月

1980年1月9日~3月16日

(三) 質疑応答

質問 : 山地に耐えられるトラックは製造しているか。

答 : 常に改良に改良を重ねている。

質問 : EC諸国の日本商品ボイコットの影響はないか。

答 : 主としてアジア、中近東に市場をもっているので余り影響は受けていない。

(C) 日本電気(株)

(1) 日時 : 3月19日(月) 午後

(2) 見学場所 : 府中工場

(3) 会社概要 : 1899年電話交換器製作会社として設立された。以後、電気通信、エレクトロニクスの代表的企業の1つとして発展した。現在、主力5工場を持ち、全体の従業員が約6万人で、1978年度、売上高は約3,300万ドルである。

又、アフリカ地域にはリビア、ケニア等に4つの連絡事務所がある。

(4) 見学事項 : ショールームにてファクシミリのデモンストレーション。工場にて、コンピューター、郵便自動化装置のデモンストレーション。

(五) 質疑応答

質問 : 軍用関係の機材は生産しているのか。

答 : 軍用レーダー、通信システムなどを生産している。

質問 : コンピューターの月生産高はどのくらいであるか。

答 : 台数に関しては流動的であるので同一には数えられない。

NECの全生産額は約6千億円でその3分の1がコンピューターであり、1978年度のコンピューター生産台数は約1,600台である。

質問 : NECと直接研修生派遣について交渉できるか。政府又はJICAの仲介が必要であるか。

答 : NECとしては、自社の機材を購入してもらった場合はオペレーション・メンテナンスのために技師を受入れることはあるが、それ以外の場合には政府、JICAを通してもらえればNECで研修員の受入れは可能である。

### (3) 京都市内見学

(イ) 日 時 : 3月17日(土)

(ロ) 見学場所 : 二 条 城  
金 閣 寺  
平 安 神 宮  
清 水 寺

### (4) 八王子国際研修センター見学

(イ) 日 時 : 3月19日 午後

(ロ) 見学施設 : 宿泊施設  
娯楽施設  
研 修 室

(ハ) センター概要 : 1976年に完成し7国際研修センターの中で最も新しいセンターである。

97室あり、収容人員は100名である。







セミナーは完璧なものであろうことが期待できる。セミナーの中で日本人の国際センスの欠如があげられたが、我々は各地であたたかい歓迎を受けた。

セミナー参加者 : 在京大使館のある国については、JICAと大使館がコンタクトをとって、大使館員をセミナーに出席させてもらえないか。

総 裁 : JICAは在京大使館との接触は決して怠っているわけではない。今回は第1回目なので大使館員出席については考えつかなかった。又、JICAに来訪される各国大使には、JICAの情報はお渡ししてある。全てのアフリカの国の大使館が日本にないのは残念に思う。

セミナー参加者 : 日本とアフリカの接触を大使館を通じてだけでなく、JICAが直接ミッションを派遣して、どういう条件のもとにJICAはエキスパートの派遣をしているのか、研修員の受入れをしているか等の説明をしてもらえたらより有意義だと思う。

総 裁 : JICAは設立してまだ5年にしかならず、必ずしも開発途上国全てに事務所をもっていない。ミッションを送ることは良い考えだと思うが、財政上の問題もあるが努力はしたいと思う。

久宗 副総裁 : 意外であったこと、特に改善すべき悪い点を挙げて欲しい。

セミナー参加者 : 配布された資料にはトレーニングの言葉が使われており、自分達の参加したものには“セミナー”の言葉がつかわれている。曖昧なので確認したい。

総 裁 : セミナーである。

セミナー参加者 : あるプロジェクトについてその実現までに長期を要するのでは困る。つまり日本の迅速な反応、協力の見通しについて伺いたい。

総 裁 : 迅速に事が進むのに越したことはないが、そのケース、ケースで事情は異なる。1つの決定を得るにも役所の各部門を通過せねばならず、いきなり上層部の個人的判断で決定はできない。研究の為の時間が必要である。然し、一旦決定された事項は必ず実施する。決定に時間はかかるが約束は必ず守るという国際的な定評があり多くの国々が理解してくれている。例えば円借の利息は高くても、効率のよいもので多くの利益をあげるのも結果的に有利である。以前よりは決定に至る迄の時間も迅速になり、円借の条件もよくなっている。

### 13. コクテル・プログラム

(イ) 日 時 : 3月20日午後5時30分～午後7時

(ロ) 場 所 : 新宿三井ビル内「メヌエット」

(ハ) 出席者 : 各国セミナー参加者, 15名  
在京各国大使, 外務省関係者, 講師,  
メーカー関係者, 総裁, 両副総裁他,  
JICA関係者,

(ニ) 次 第 : (1) 法眼総裁挨拶

(2) 歓 談



## 14. 参考資料

### セミナー趣旨説明

国際協力事業団研修担当理事

瀬川 治久

本セミナーの開催に先立ち研修事業担当の私から一言御挨拶申し上げます。

最初に皆様方の国から大変に遠く離れたわが国で開かれるこのセミナーにこのように多数参加して頂いたことを嬉しく思います。

皆様方の国々とわが国とは地理的に遠く離れておりますので過去においては経済的あるいは人的な交流の面で深い関係を持っておりませんでした。しかし、交通機関や通信手段の発達に伴って、今や地球は大変狭くなり、社会的にも、経済的にも相互に関連する部面が増大し、世界中の人が相互に依存して生存しなくてはならない時代になっていると思います。

このような観点から、わが国の国民は皆様方の国々の国民とも是非交流を盛んにして、わが国の国民も皆様方の国を知り、皆様方も我が国を知って貰うことが将来のお互いの友好関係を深めることに大変に役立つことと思います。特にJICAは、皆様方開発途上にある国々の開発の促進に寄与するため国際協力事業を行なっていますが、この事業がより良い効果をあげるためには、私達が皆様方の国の事情の理解を高めると同時に、皆様方にも、私達の事業内容を理解して頂くことが重要です。

皆様方にJICAの事業内容を御紹介し、より相互理解を高めるため本セミナーを開催いたしました。

即ち、今回のセミナーの主な目的の一つは、JICAの活動を紹介し、皆様方が若し要望される場合、例えば技術研修のため皆様方の国の技術者を日本へ送りたいとか、日本の技術者を皆様方の国へ送って欲しいという場合にどのような事務的手続きが必要かということを知って貰いたいため開いたものです。

従って私達は事務レベルの人を対象として計画を進めてまいりましたところ、大変に高い地位にいられる皆様方が多大の関心を寄せられ、多忙にも拘らず、自らこのセミナーに参加して頂きました。このことを大変嬉しく思い高く評価している次第であります。

以上の趣旨でありますので、セミナーの日程には時として退屈な或は煩瑣な話しもありますが、事務手続きについても良く理解して貰って帰国されたら担当者を良く指導して置いて頂きたいと思います。

そして又、一方においては短い期間ではありますがわが国の実情もよく視察して下さること

が相互理解を高めるのに極めて重要と考えますので、国内視察旅行も予定しています。日本人及び日本の文化、経済・産業等を見ていただくことを期待いたしております。

最後に、滞在中健康に注意されて楽しく過ごされますようお願いいたします。

来 日 フ ラ イ ト

| 国 名   | 各国参加者氏名                       | 出 発    |                                       | 東 京 到 着 |       |         |
|---|-------------------------------|--------|---------------------------------------|---------|-------|---------|
|   |                               | 月 日    | ル ー ト                                 | 月 日     | 時     | フライトNo. |
| Republic of Burundi<br>(ブルンディ共和国)               | Mr. Barigume Etienne          | 3/5(月) | Bujumbira →Brusseles →Paris →Tokyo    | 3/8(木)  | 11:25 | JL 440  |
| Republic of Rwanda<br>(ルワンダ共和国)                 | Mr. Joseph Nsengiyumva        | 3/5(月) | Kigali →Brusseles →Paris →Tokyo       | 3/8(木)  | 11:25 | JL 440  |
| Gabonese Republic<br>(ガボン共和国)                   | Mr. Eboulia Jean Robert       | 3/7(水) | Libreville →Paris →Tokyo              | 3/9(金)  | 15:10 | JL 426  |
| Islamic Republic of Mauritania<br>(モーリタニア回教共和国) | Mr. Elhadj Rawane Fall        | 3/6(火) | Nouakchott →Dakar →Paris →Tokyo       | 3/9(金)  | 15:10 | JL 426  |
| People's Republic of Benin<br>(ベナン人民共和国)        | Mr. Mito-Baba T. Florentin    | 3/8(木) | Cotonou →Abidjan →Paris →Tokyo        | 3/10(土) | 15:10 | JL 426  |
| Republic of Mali<br>(マリ共和国)                     | Mr. Alpha Abdoulaye Sow       | 3/7(水) | Bamako →Dakar →Paris →Tokyo           | 3/10(土) | 15:10 | JL 426  |
| Malagasy Democratic Republic<br>(マダガスカル民主共和国)   | Mr. Germain Michel Ranjoanina | 3/8(木) | Tananarive →Paris →Tokyo              | 3/10(土) | 15:10 | JL 426  |
| Republic of Zaire<br>(ザイール共和国)                  | Mr. Mbila wa Kanku            | 3/8(木) | Kinshasa →Paris →Tokyo                | 3/10(土) | 15:10 | JL 426  |
| Central African Empire<br>(中央アフリカ帝国)            | Mr. Cyriaque Samba-Panza      | 3/7(水) | Bangui →Paris →Tokyo                  | 3/11(日) | 16:55 | JL 404  |
| People's Republic of Congo<br>(コンゴ人民共和国)        | Mr. Mahoungou Louis           | 3/8(木) | Brazzaville →Libreville →Paris →Tokyo | 3/11(日) | 16:55 | JL 404  |
| Republic of Guinea<br>(ギニア共和国)                  | Mr. Kemoko Gbemou             | 3/9(金) | Conakry →Paris →Tokyo                 | 3/11(日) | 16:55 | JL 404  |
| Republic of Niger<br>(ニジェール共和国)                 | Mr. Alou Housseyni            | 3/9(金) | Niamey →Abidjan →Paris →Tokyo         | 3/11(日) | 16:55 | JL 404  |
| Republic of Senegal<br>(セネガル共和国)                | Mr. Daouda Sene               | 3/9(金) | Dakar →Paris →Tokyo                   | 3/11(日) | 16:55 | JL 404  |
| Republic of Togo<br>(トーゴ共和国)                    | Mr. Adodo Yaovi               | 3/8(木) | Lome → Abidjan →Paris →Tokyo          | 3/11(日) | 16:55 | JL 404  |
| Republic of Upper Volta<br>(オートボルタ共和国)          | Mr. Saba Boureima             | 3/9(金) | Ouagadougou →Abidjan →Paris →Tokyo    | 3/11(日) | 16:55 | JL 404  |

帰 国 フ ラ イ ト

| 国 名   | 各 国 参 加 者 氏 名                 | 東 京 出 発  |       |            |   | 到 着      |       |
|---|-------------------------------|----------|-------|------------|---|----------|-------|
|   |                               | 日        | 時     | フ ラ イ ト No | ル ー ト                                   | 日        | 時     |
| Republic of Burundi<br>(ブルンディ共和国)               | Mr. Barigume Etienne          | 3/21 (水) | 12:35 | AF 269     | Tokyo → Paris → Bruxelles → Bujumbura   | 3/25 (日) | 06:55 |
| Republic of Rwanda<br>(ルワンダ共和国)                 | Mr. Joseph Nsengiyumva        | 3/21 (水) | 12:35 | AF 269     | Tokyo → Paris → Bruxelles → Kigali      | 3/25 (日) | 08:20 |
| Gabonese Republic<br>(ガボン共和国)                   | Mr. Eboulia Jean Robert       | 3/22 (木) | 21:30 | JL 425     | Tokyo → Paris → Libreville              | 3/25 (日) | 06:25 |
| Islamic Republic of Mauritania<br>(モーリタニア回教共和国) | Mr. Elhadj Rawane Fall        | 3/22 (木) | 21:30 | JL 425     | Tokyo → Paris → Dakar → Nouakchott      | 3/26 (月) | 18:20 |
| People's Republic of Benin<br>(ベナン人民共和国)        | Mr. Mito-Baba T. Florentin    | 3/22 (木) | 21:30 | JL 425     | Tokyo → Paris → Abidjan → Cotonou       | 3/25 (日) | 20:10 |
| Republic of Mali<br>(マリ共和国)                     | Mr. Alpha Abdoulaye Sow       | 3/21 (水) | 21:30 | JL 425     | Tokyo → Paris → Dakar → Bamako          | 3/26 (月) | 08:40 |
| Malagasy Democratic Republic<br>(マダガスカル民主共和国)   | Mr. Germain Michel Ranjoanine | 3/22 (木) | 21:30 | JL 425     | Tokyo → Paris → Tananarive              | 3/25 (日) | 10:25 |
| Republic of Zaire<br>(ザイール共和国)                  | Mr. Mbila wa Kanku            | 3/22 (木) | 11:50 | AF 189     | Tokyo → Peking (以降Open)                 |          |       |
| Central African Empire<br>(中央アフリカ帝国)            | Mr. Cyriaque Samba-Panza      | 3/20 (火) | 21:50 | C 1002     | Tokyo → San Francisco → Bangui (以降Open) |          |       |
| People's Republic of Congo<br>(コンゴ人民共和国)        | Mr. Mahoungou Louis           | 3/21 (水) | 12:35 | AF269      | Tokyo → Paris → Brazzaville             | 3/23 (金) | 05:10 |
| Republic of Guinea<br>(ギニア共和国)                  | Mr. Kemoko Gbemou             | 3/21 (水) | 21:30 | JL 425     | Tokyo → Paris → Conakry                 | 3/22 (木) | 16:55 |
| Republic of Niger<br>(ニジェール共和国)                 | Mr. Alou Housseyni            | 3/21 (水) | 12:35 | AF 269     | Tokyo → Paris → Niamey                  | 3/23 (金) | 03:05 |
| Republic of Senegal<br>(セネガル共和国)                | Mr. Daouda Sene               | 3/22 (木) | 21:30 | JL 425     | Tokyo → Paris → Dakar                   | 3/24 (土) | 23:00 |
| Republic of Togo<br>(トーゴ共和国)                    | Mr. Adodo Yaovi               | 3/22 (木) | 21:30 | JL 425     | Tokyo → Paris → Lome                    | 3/26 (月) | 17:55 |
| Republic of Upper Volta<br>(オートボルタ共和国)          | Mr. Saba Boureima             | 3/22 (木) | 21:30 | JL 425     | Tokyo → Paris → Ouagadougou             | 3/27 (火) | 13:50 |





Vocabulaires en abrégé (関係機関：英語・仏語例)

- JICA  
Japan International Cooperation Agency  
Agence Japonaise de la Coopération Internationale
- OTCA  
Overseas Technical Cooperation Agency  
Agence de la Coopération Technique d'Outre-mer
- JEMIS  
Japan Emigration Service  
Service Japonais d'Emigration
- JOCV  
Japanese Overseas Cooperation Volunteers  
Service des Volontaires Japonais pour la Coopération à l'Etranger
- DAC(CAD)  
Development Assistance Committee  
Comité de l'Aide de Développement
- ODA(AOD)  
Official Development Assistance  
Aide Officielle de Développement
- UNDP(PDNU)  
United Nations Development Programme  
Programme du Développement des Nations Unies
- OECD(OCDE)  
Organization for Economic Cooperation & Development  
Organisation de Coopération et de Développement Economiques
- OECF(PCEO)  
Overseas Economic Cooperation Fund  
Fonds de la Coopération Economique d'Outre-mer
- AOTS  
Association for Overseas Technical Scholarship  
Association de la Bourse d'Etudes Techniques d'Outre-mer
- CIEC  
Conference on International Economic Cooperation Internationale  
Conférence sur la Coopération Economique
- JPDG  
Japan Petroleum Development Corporation  
Corporation Japonaise de Développement du Pétrole
- MMA  
Metal Mining Agency  
Agence de l'exploitation des Mines Métales

※ちなみに昭和54年7月6日よりJICA仏語訳は、  
Agence Japonaise de Coopération Internationaleとなった。

本セミナー終了後約1ヶ月経った4月16日より22日までサンゴール・セネガル大統領が来日した。記者会見の様子が報道されたので参考までに掲載する。

# 結論遅いのは日本文化の伝統

## サンゴール 賛辞の中にチクリ皮肉

「日本はひびくことを決めるのに長い時間がかかる。こんどの私の訪問の結論が出るのも一年も

「日本はひびくことを決めるのに長い時間がかかる。こんどの私の訪問の結論が出るのも一年もかかる」と――来日中の詩人政治家、セネガル共和国のサンゴール大統領が十八日午後、日本記者クラブで約二時間にわたって記者会見、日本の経済、文化の「奇跡」に表情あふれた賛辞を述べながら、チクリと皮肉を述べた。大平首相との会談で数々の文句を述べた経済援助が実現するのはいつの日か、わが国の援助や協力の手続きがはかばかしく進んでいくことを危惧しているのだ。

「われわれが日本をせん望の目で見てゐるのは産業面の仕事ととも文化の奇跡だ。五十年ほど前、私がパリで勉強したころは、よほど、世界のすべての文化は地中海と同じ源泉の発展を遂げたが、東洋がそれをどこに位置しているか、日本文化はギリシユ、ローマ、インド、メソポタミアの文化を吸収し、融合の精神で受け入れ、消化して、新しいシマウマを作った。つかいながら従来のマネをせよ、との欧米の圧力をねわかれし、デカダンに陥っていない。日本は、欧米の経済レベルに自分の方法で達することができるところを身をもって開拓する国の前に示した」――フランスから独立以来十九年間にわたり大統領を続け、詩人としてノーベル賞候補に名を挙げられたサンゴール氏の賛辞は、さきごろ「ワシントン盛に住む鶴言中書」とEOからけなされた日本としてはおもむきいほど。

それだけに日本の経済的助力への期待も大きい。「日本の方々には、法定的経済的条件が整うなら海外の開発に乗り出さなければならぬ。――と訓戒された。日本の技術、資本と第三世界の印刷機の組合がめがねを贈る」と述べ、なごり、「フーリカも長い議論が好きだが、日本の文化の伝統もひびくのに長い時間がかかる。私の訪問の結論が出るのも一年もかかる」。遠隔地の整備、郵政開発、全国風波網、除菌チエーン、かんがい用井戸など、今年、セネガル側から出された経済援助の要請を日本側はすべて「検討します」のひと言で片づけていくだけに耳に痛いところ。が、さすがに文化人。「しかし、日本の併呑はすべての感情を表現できるコメントのない語である。私の民族の文化にも根柢があり、きわめて近い気持ちを感じると、日本に「強い」文化もあることを認め、すばやく結論を懸けた。

**セネガルに経済協力**  
共同コミュニニテ発表

セネガル共和国のサンゴール大統領の来日にもなう同国をわが国との共同コミュニニテが十八日発表された。共同声明は、大統領と大平首相との会談で、世界の緊張緩和や安定に貢献する決意を再確認したことを表明、またセネガルに対する経済協力について、相互向上のための種々な形で積極的貢献することを表明、文化、技術の分野でも多くの協力の努力を致すことを合意した、と述べている。







JICA